

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
フォローアップ計画書

(海の森水上競技場)

平成 28 年 7 月

東 京 都

目 次

1. 東京 2020 大会の正式名称	1
2. 東京 2020 大会の目的	1
3. 東京 2020 大会の概要	2
4. 海の森水上競技場の計画の目的及び内容	3
4.1 目的	3
4.2 内容	3
4.3 海の森水上競技場の計画の策定に至った経過	28
5. フォローアップ計画	29
5.1 大気等	29
5.2 水質等	32
5.3 土壌	37
5.4 生物の生育・生息基盤	38
5.5 生物・生態系	40
5.6 緑	44
5.7 騒音・振動	46
5.8 景観	48
5.9 自然との触れ合い活動の場	51
5.10 歩行者空間の快適性	53
5.11 水利用	55
5.12 廃棄物	56
5.13 エコマテリアル	59
5.14 温室効果ガス	60
5.15 エネルギー	61
5.16 土地利用	62
5.17 安全	63
5.18 消防・防災	66
5.19 交通渋滞	67
5.20 公共交通へのアクセシビリティ	69
5.21 交通安全	70
5.22 その他の項目に係るミティゲーションの実施状況	71
5.23 フォローアップ報告書の提出時期	72
6. その他	77
6.1 実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過	77
6.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合に あつては、その委託を受けた者の氏名及び住所	77

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施に当たっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

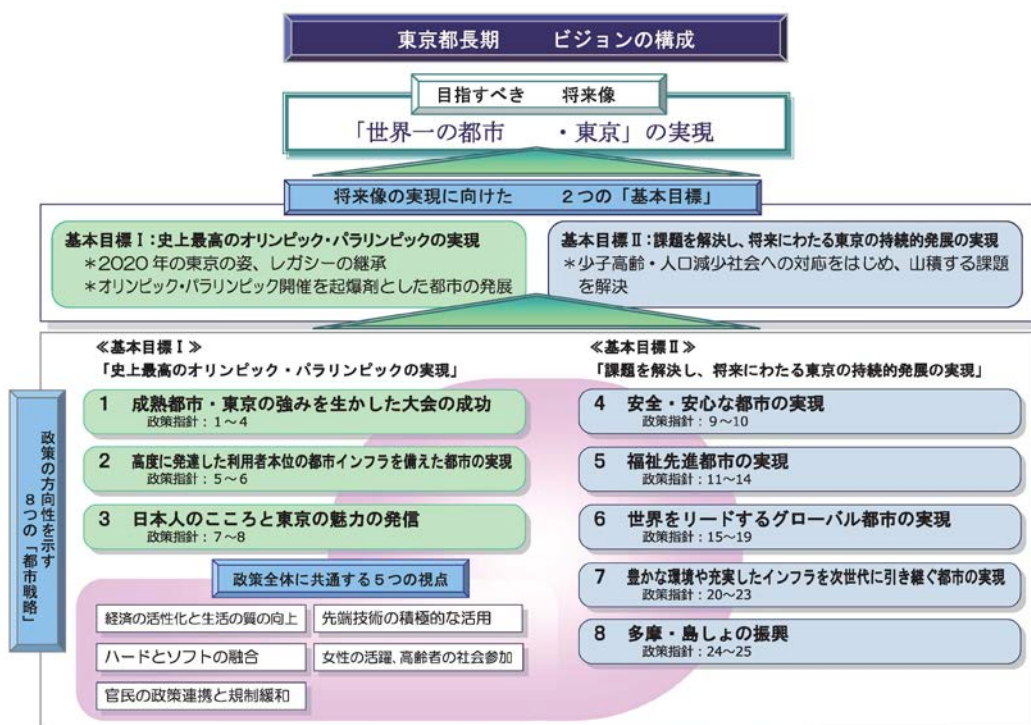


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」において明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例) ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した大会関連施設の整備 ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進	(アクションの例) ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の整備・充実 ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出 ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信	(アクションの例) ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営への持続可能性の反映 ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手や観客への暑さ対策の推進 ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. 海の森水上競技場の計画の目的及び内容

4.1 目 的

海の森水上競技場は、東京2020大会において、オリンピックのボート及びカヌー(スプリント)、パラリンピックのボート及びカヌー会場として利用するため、競技施設を整備する計画である。また、東京2020大会後は、国際大会が開催できるボート・カヌーの競技場及び育成・強化の拠点とするほか、多目的な水面利用を図り、都民のレクリエーションの場、憩いの場としていくことを想定している。

4.2 内 容

4.2.1 位 置

計画地の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり江東区青海三丁目地先の中央防波堤地区にあり、計画地面積は約79ha（水域を含む）である。

計画地は、中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側埋立地及びその間の東西水路に位置し、計画地の北側の一部は海の森公園（仮称）の予定地となっている。また、計画地の北側には馬術（総合馬術：クロスカントリー）のための海の森クロスカントリーコースが整備される計画である。

4.2.2 地域の概況

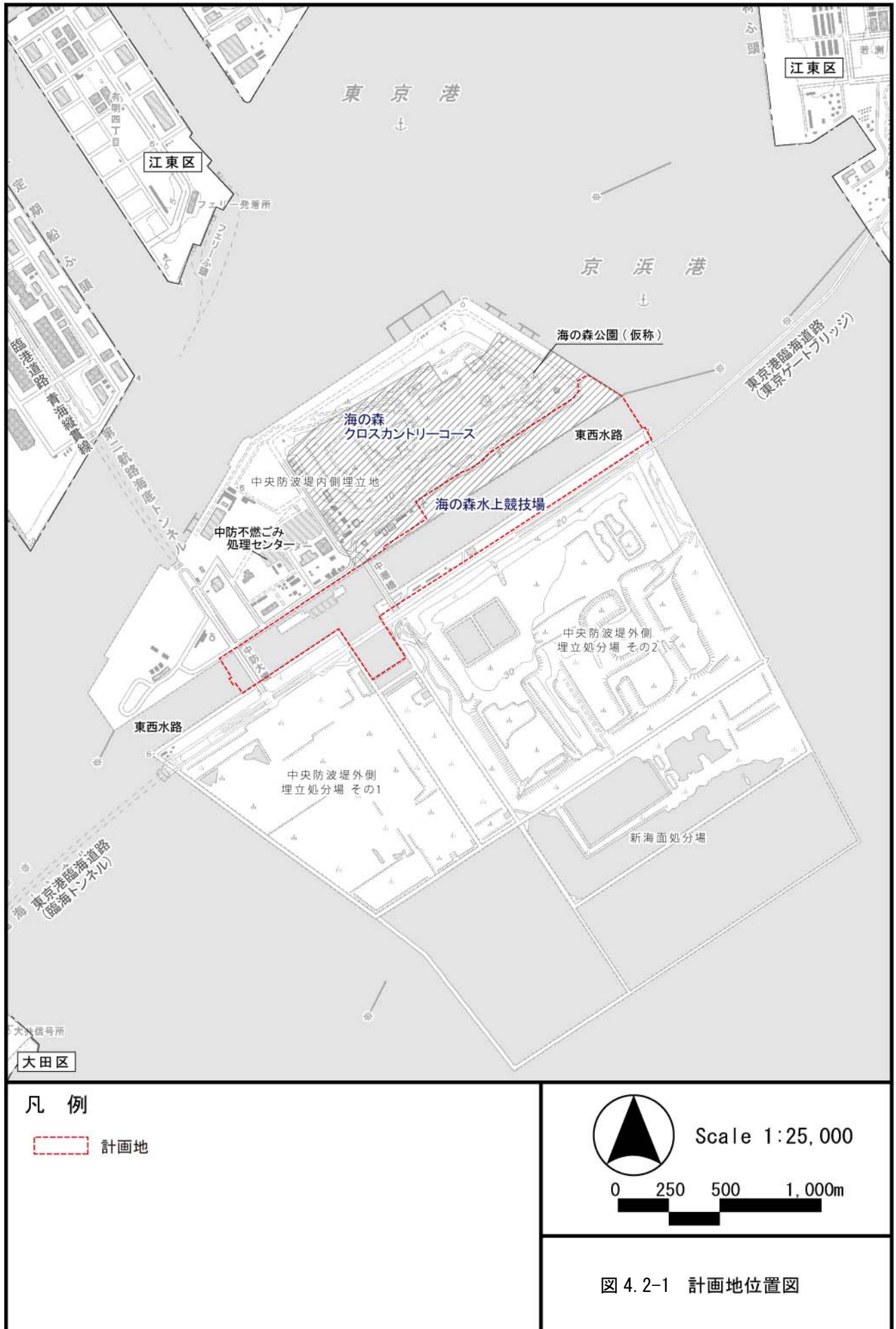
計画地は、東京23区内で発生した一般廃棄物や建設発生土等の埋立地である中央防波堤内側埋立地及び外側埋立地に位置しており、周辺には中防不燃ごみ処理センター等の廃棄物処理施設が存在する。

計画地南側には東京港臨海道路、計画地の西側には臨港道路青海縦貫線が位置しており、中央防波堤地区は、東京港臨海道路により江東区及び大田区、臨港道路青海縦貫線により江東区と接続している。

中央防波堤内側埋立地には、廃棄物処理施設や物流施設等が存在するが、住居等は存在しない。

なお、現在の東西水路上の中潮橋は、今後撤去されるとともに、平成32年度には中央防波堤地区内に臨港道路中防内5号線、外3号線、外5号線が、中央防波堤地区と江東区有明地区を接続する臨港道路南北線がそれぞれ供用する予定である。

4. 海の森水上競技場の計画の目的及び内容



4. 海の森水上競技場の計画の目的及び内容



4.2.3 事業の基本構想

(1) 後利用の方向性

後利用の方向性は、以下のとおりである。

- ・国際大会(世界選手権・アジア選手権など)、国内大会(全日本選手権など)の会場として活用していく。
- ・トップレベルからジュニア競技者までの競技力強化・育成、指導者養成の拠点としていく。
- ・校外学習などで来場を促し、各種水上競技やスポーツ教育などにより、若年層の利用拡大を図るなど、水上スポーツを普及させていく。
- ・海の森公園(仮称)の森づくりや、環境関連施設と連携し、青少年の環境学習の場として活用していく。
- ・様々な水上スポーツ(ドラゴンボート・レンタルボート等)やアウトドアスポーツ(ランニング・サイクリング等)ができる総合的なスポーツ施設としていく。
- ・隣接する海の森公園(仮称)と連携した水と緑のネットワークの拠点として、都民が都会にしながら自然を享受し、水辺に親しめる憩いの場としていく。
- ・ショップやレストラン、野外イベントなどによりにぎわいの創出を図る。

4.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

海の森水上競技場の配置計画図は、図 4.2-2 に示すとおりである。

水路の東西には、表 4.2-1 に示すとおり、それぞれ東側締切堤及び西側締切堤を設置し、幅約 200m、延長約 2,300m の水域を確保する。締切堤には水門及び揚水・排水施設を設置し、東京 2020 大会の開催時には、潮汐の影響がなく一定の水位を確保するため、締切堤と水門で競技水域を締め切る計画である。締め切られた閉鎖性水域による水質を維持するため、競技時間外（夜間等）にポンプで揚排水し、競技場内の海水交換を行う計画である。また、東西水路に並行してボートに並走するための自転車走行路を設置する計画である。東側締切堤及び水門の全体平面図は、図 4.2-3 に、縦断面図は、図 4.2-4 に、西側締切堤及び水門の全体平面図は、図 4.2-5 に、縦断面図は、図 4.2-6 に示すとおりである。

陸上部には、約 45,500m² の敷地面積に、主な建築物としてグランドスタンド棟、艇庫棟、フィニッシュタワー等を設置する計画である。これらの建築物の概要は、表 4.2-2 に、断面計画図は、図 4.2-7 に示すとおりである。

また、東京 2020 大会開催時には、計画地北側に一般観客立見席や関係者席等、計画地南側に一般観客席等を設置する計画であり、イメージ図は、図 4.2-8 に示すとおりである。

表4.2-1 主な構造物・施設の概要

項 目	東側締切堤	西側締切堤
締 切 堤 延 長 (水門部を除く)	175.9m	176.0m
締 切 堤 天 端 高	A. P. +4.20～8.00m	A. P. +4.20～6.81m
水 門 純 径 間	9.0m	9.0m
ポ ン プ 注 水 量	5m ³ /s(揚水)	5m ³ /s(排水)

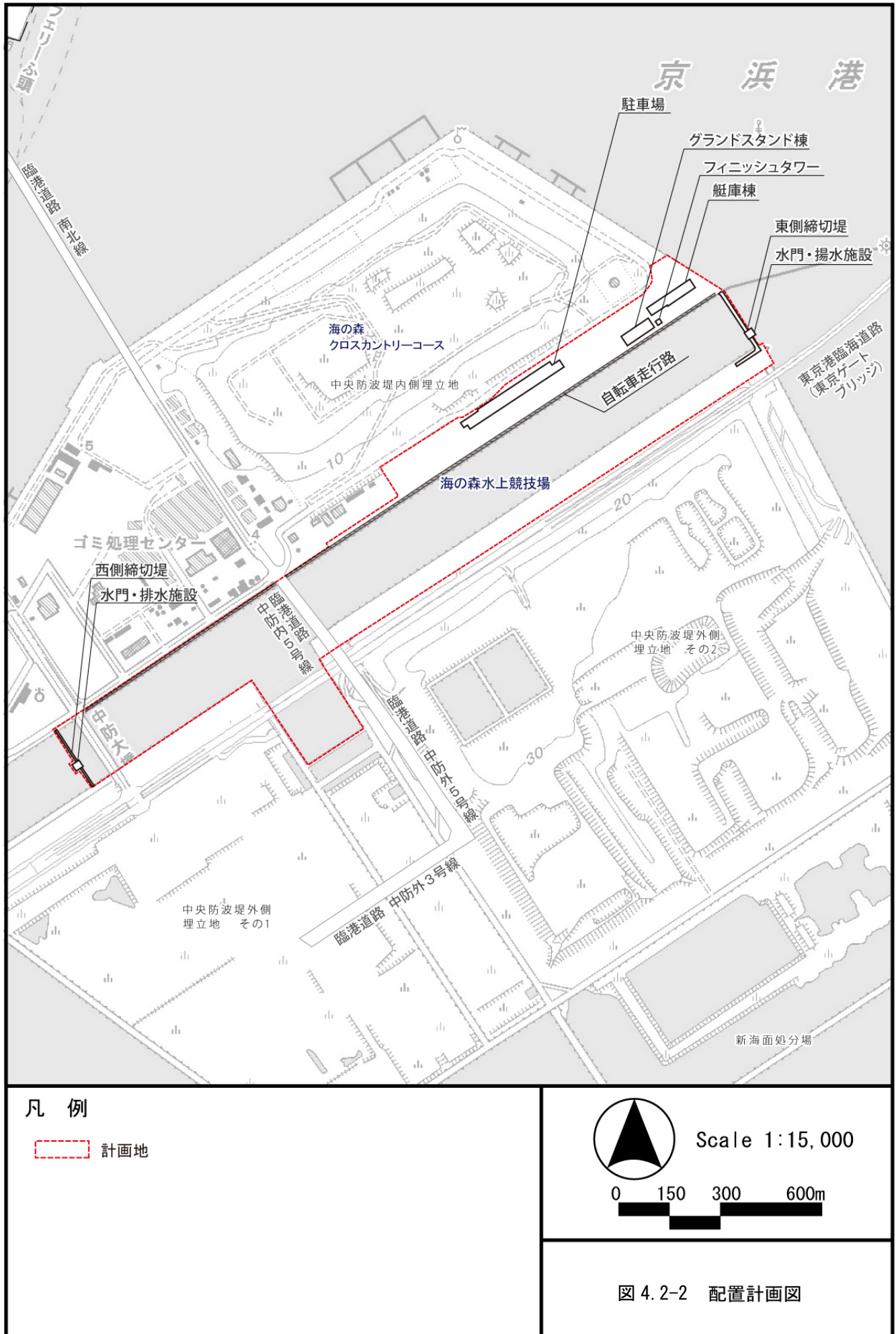
注1) 水門の純径間は、設計基準や流況・水質を踏まえて設定している。

2) ポンプ注水量は、大会開催時に水門を締め切った際に海水交換により現況と同等の水質を維持することができる揚排水量である。

表4.2-2 主な建築物の概要

項 目	グランドスタンド棟	艇庫棟	フィニッシュタワー
建 築 面 積	約 3,350m ²	約 4,008m ²	約 169m ²
延 床 面 積	約 5,613m ²	約 5,977m ²	約 746m ²
最 高 高 さ	約 13m	約 11m	約 20m
階 数	地上 2 階	地上 2 階	地上 5 階
構 造	S 造	S 造	S 造

4. 海の森水上競技場の計画の目的及び内容



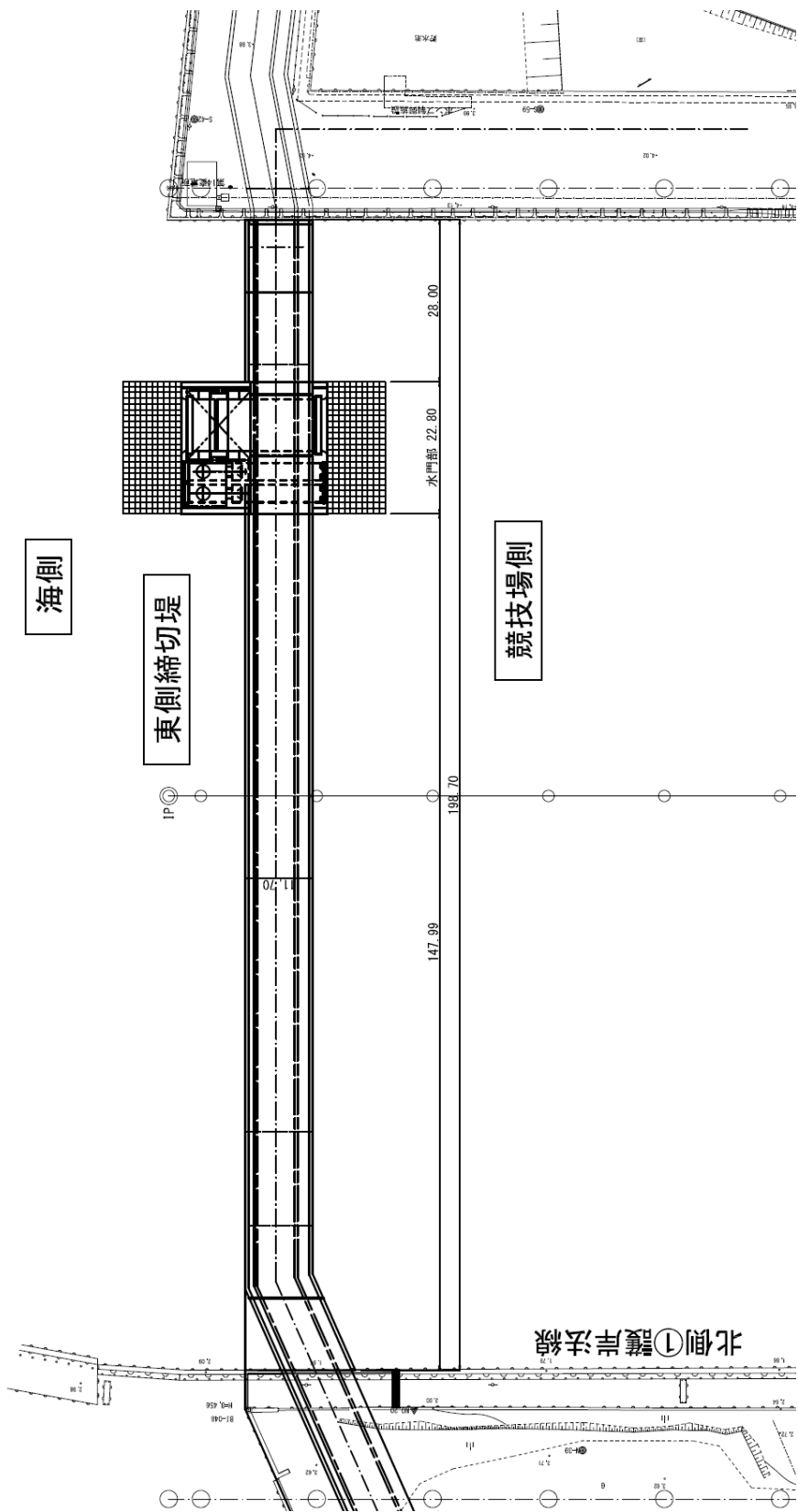


図 4. 2-3 全体平面図（東側締切堤・水門）

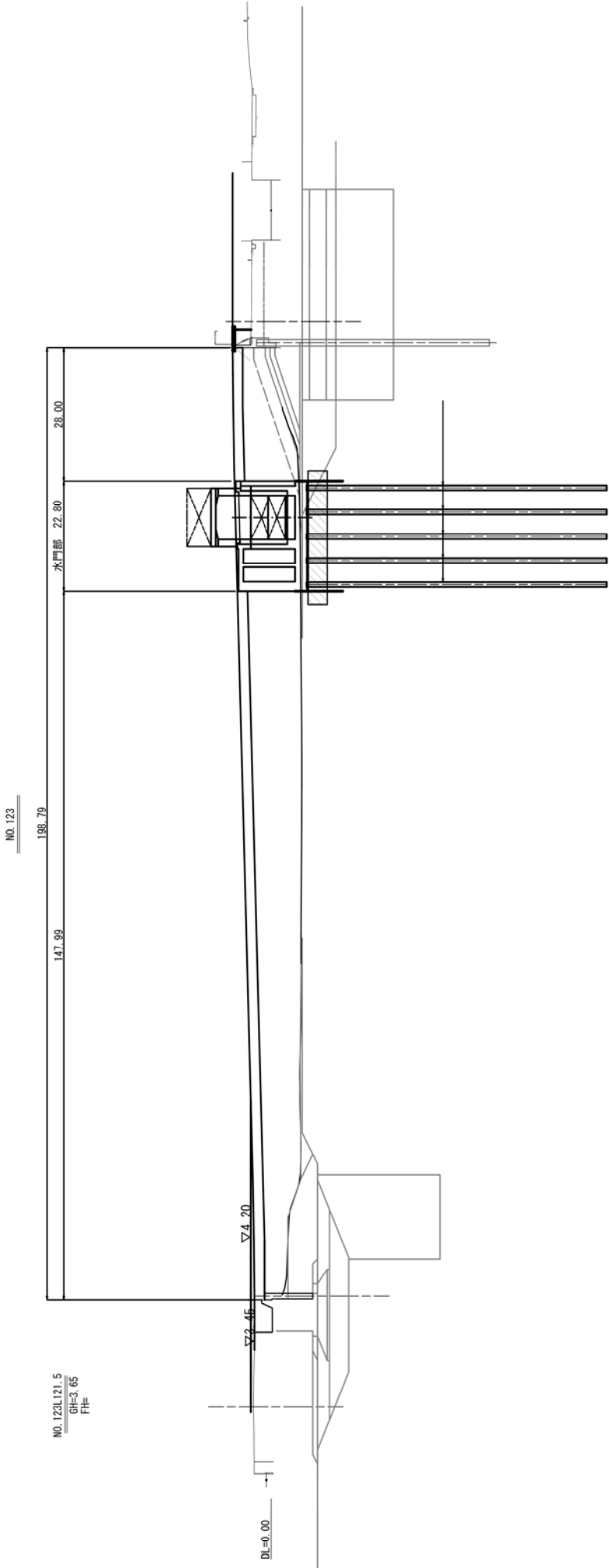
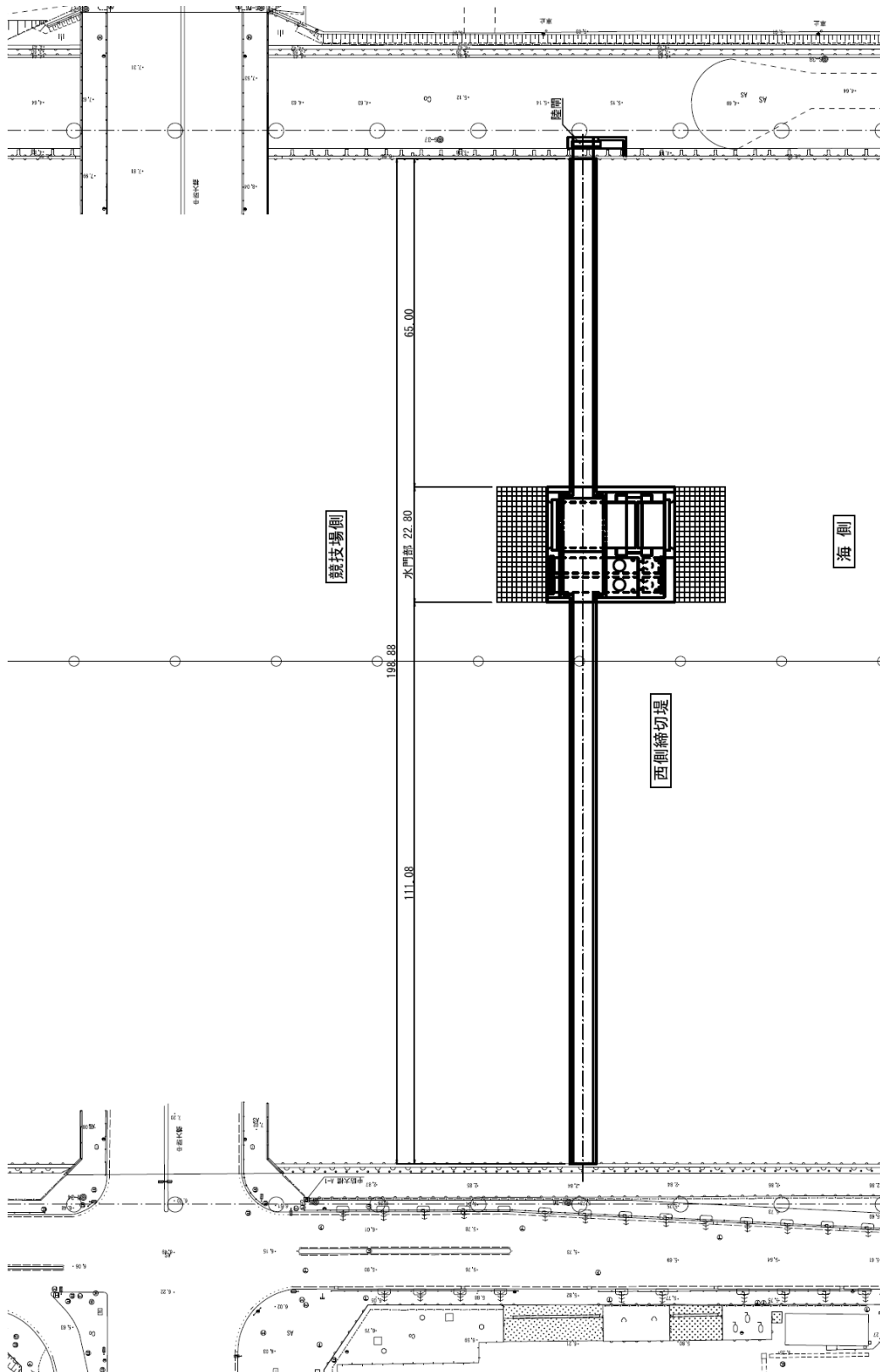


図 4.2-4 縦断面図（東側締切堤・水門）



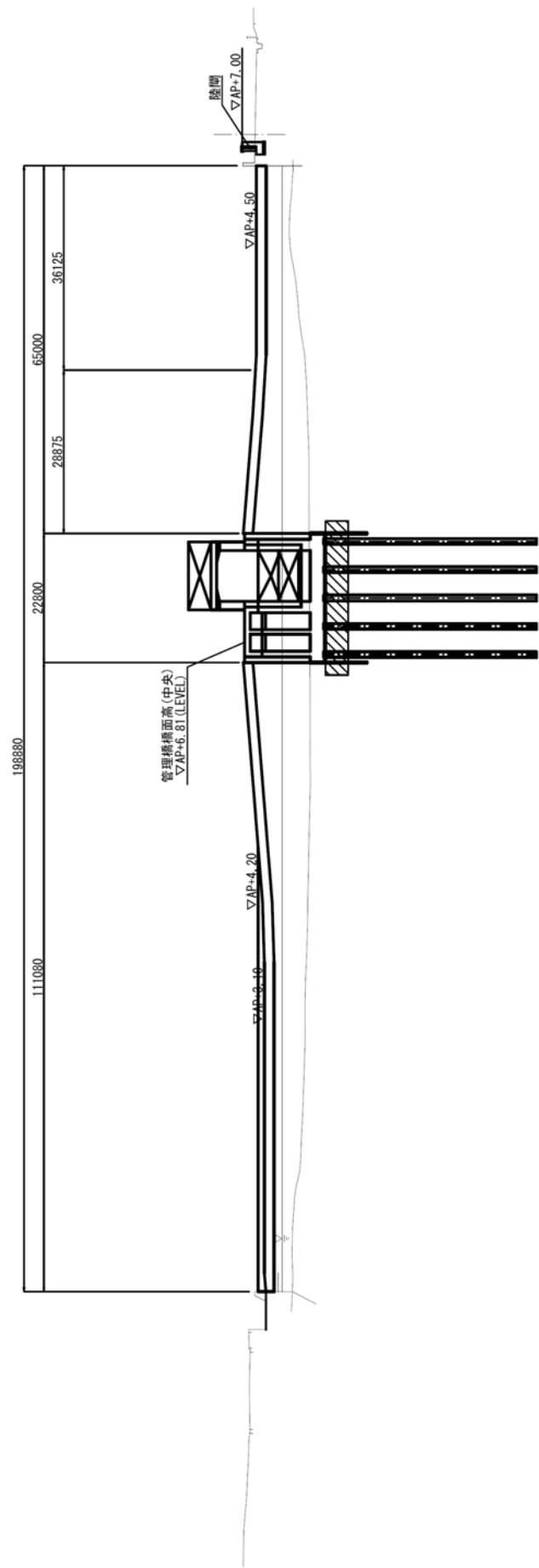
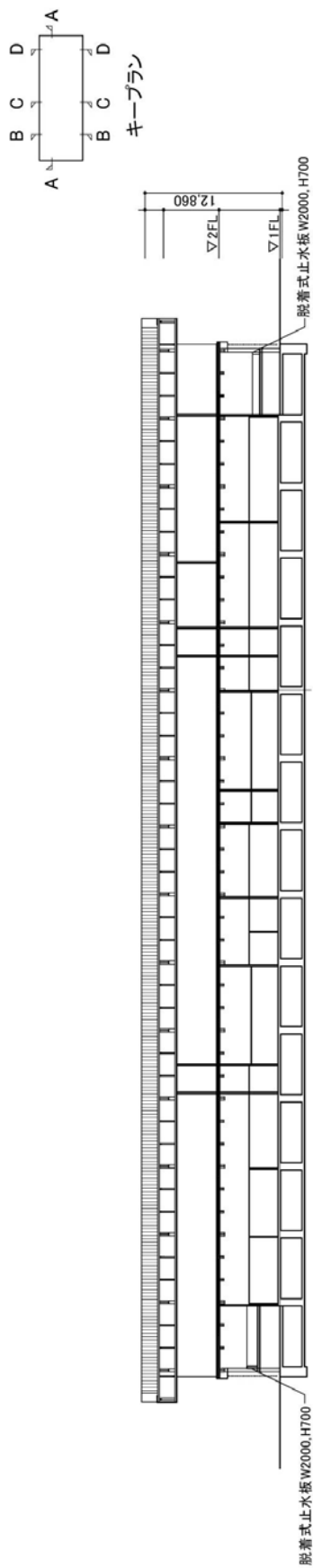
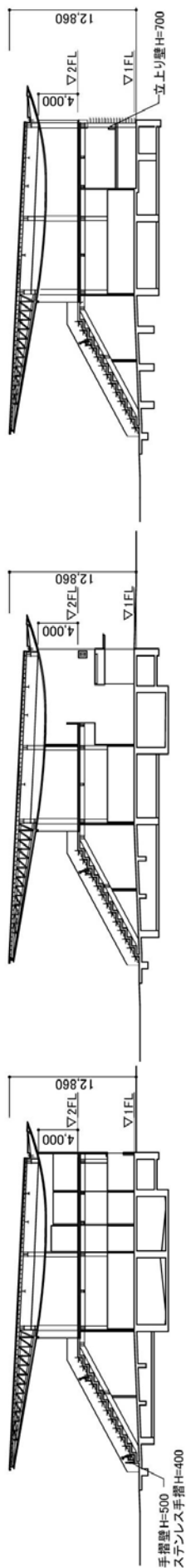


図 4. 2-6 縦断面図 (西側締切堤・水門)



A-A 断面図



B-B 断面図

C-C 断面図

D-D 断面図

図 4.2-7(1) 断面図(グランドスタンド棟)

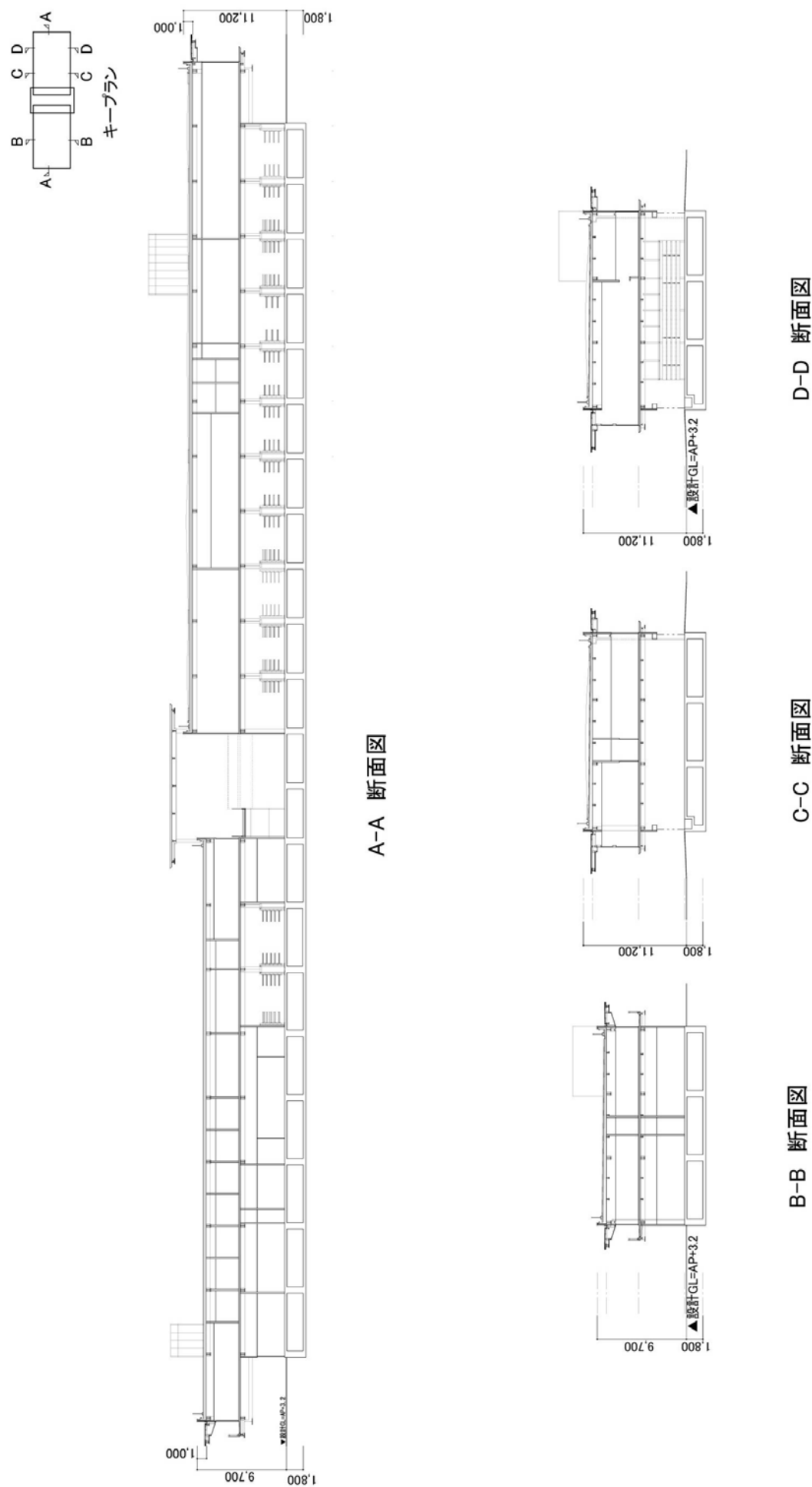
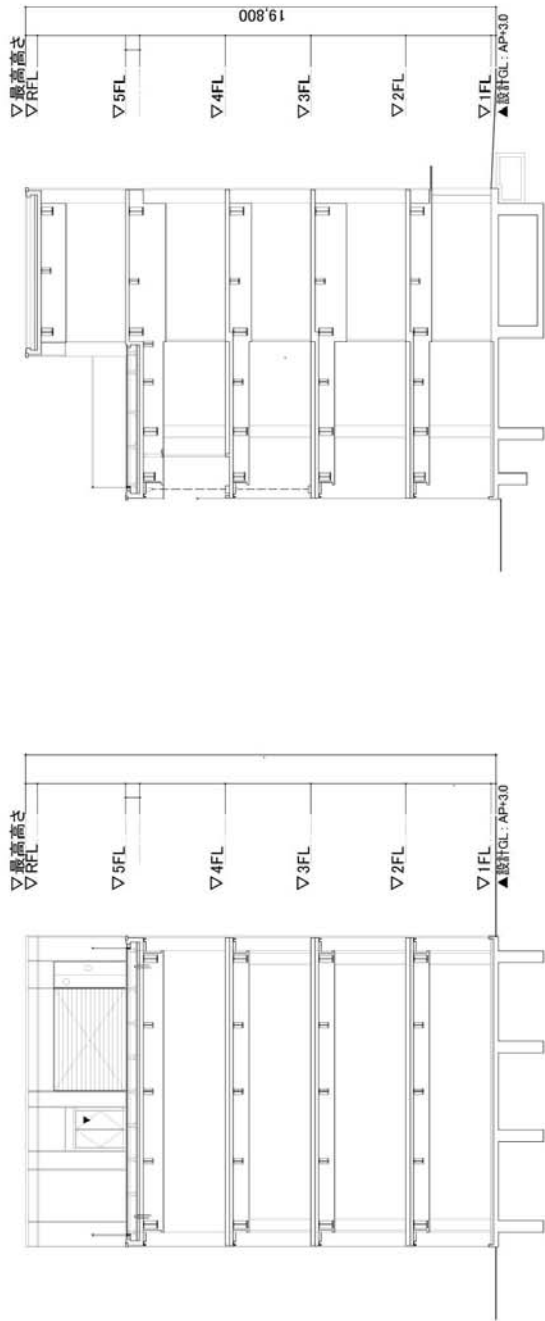
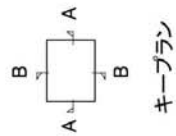


図 4.2-7(2) 断面図(艇庫棟)



A-A 断面図

B-B 断面図

図 4.2-7(3) 断面図(フィニッシュタワー)



図 4.2-8 大会時イメージ図

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

後利用時における施設の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。

(3) 駐車場計画

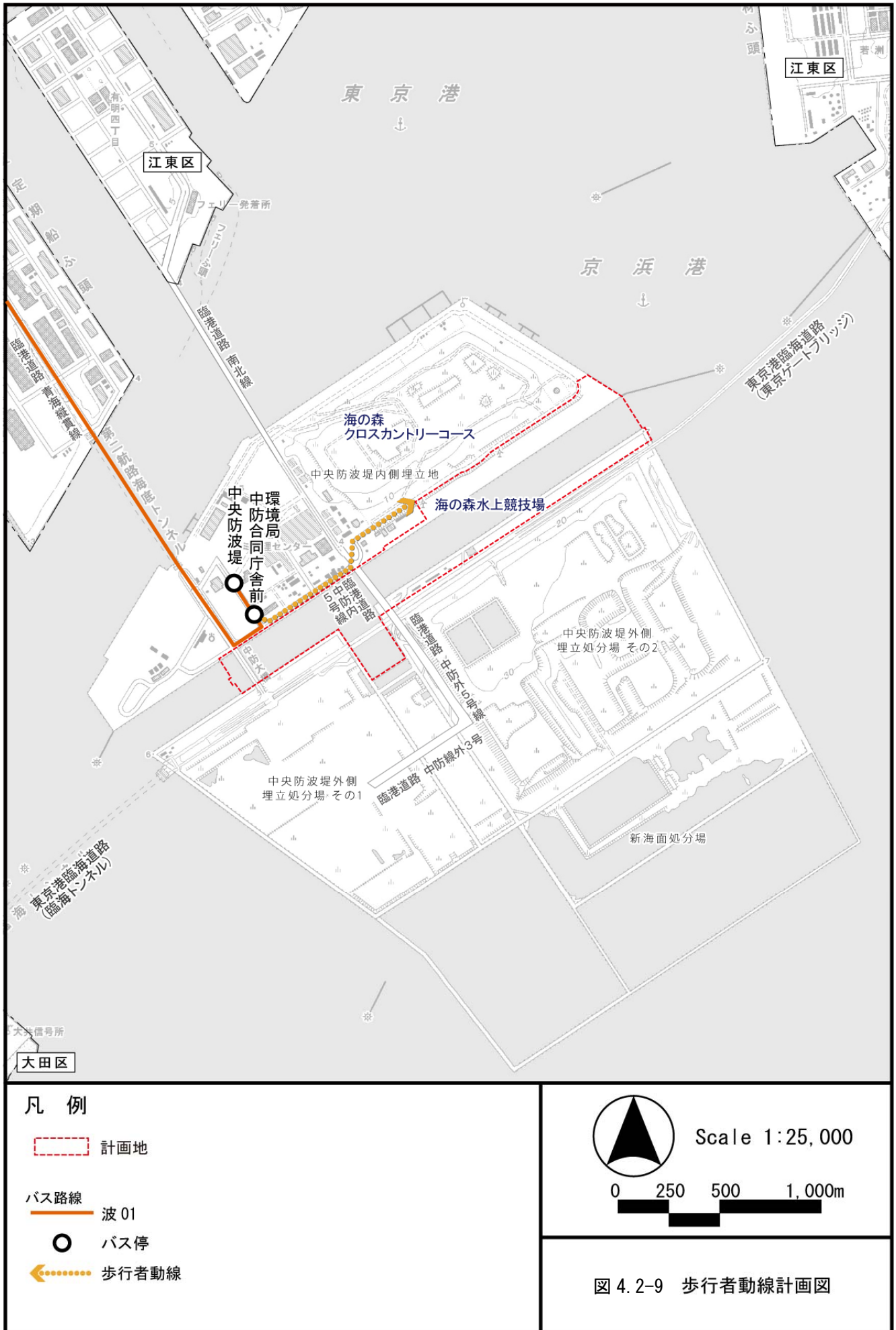
大会時には敷地内に約 440 台の駐車場を整備する計画である。後利用時における駐車場計画については、現時点では未定である。

(4) 歩行者動線計画

計画地周辺の公共交通機関から計画地への歩行者の出入動線は、図 4.2-9 に示すとおりである。

計画地周辺の公共交通機関は、都営バス（波 01 系統）環境局中防合同庁舎前バス停があり、東京臨海高速鉄道（りんかい線）の東京テレポート駅や東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）のテレコムセンター駅等と接続している。

4. 海の森水上競技場の計画の目的及び内容



(5) 設備計画

上水給水設備は、受水槽及び圧送ポンプによる圧送方式により供給する計画である。また、グランドスタンド棟は、屋根排水を雨水貯留槽に貯水後、ろ過・滅菌を行い、便器の洗浄水として再利用する計画である。排水は、直接海域に放流せず、適切に処理する運用とする。

電力は、高圧地中配電線より高圧業務用電力を引込むほか、非常用発電設備を設置する計画である。なお、計画地は都市ガスが供給されていない地域となっているため、空調設備や給湯設備のエネルギーは電気とする計画である。

また、競技場内の海水交換を行うため、東側締切堤の揚水施設及び西側締切堤の排水施設に、それぞれポンプを2台設置する計画である。

(6) 廃棄物処理計画

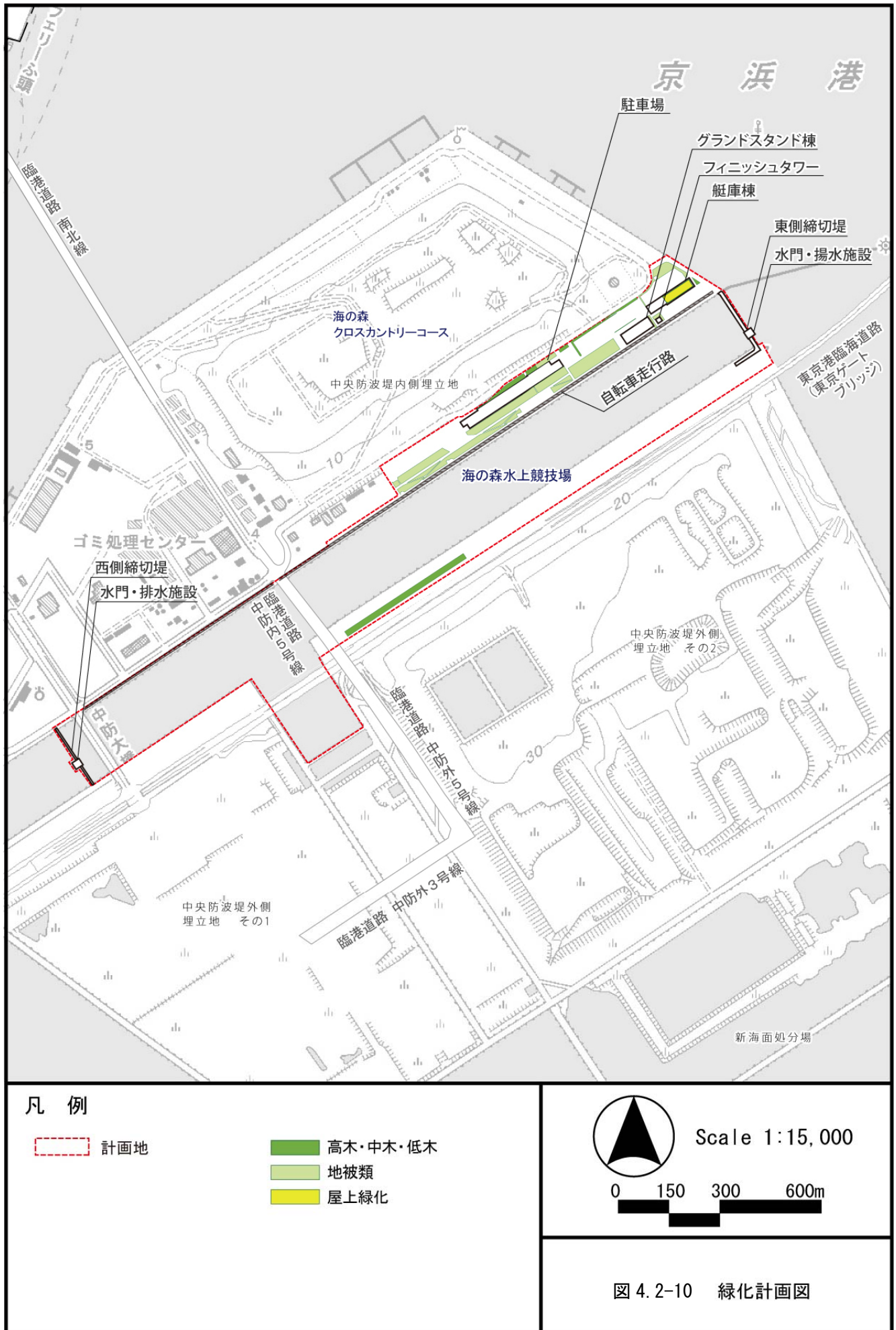
建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(7) 緑化計画

緑化計画は、図4.2-10に示すとおりであり、地上部に約11,000m²の高木・中木・低木、約30,000m²の地被類を植栽する計画である。中央防波堤内側埋立地の計画地北側に隣接する周回道路には、海の森との一体感を演出するために道路沿いに緑の帯を形成する計画である。東西に長い敷地を楽しく歩けるように計画地内の歩行者通路上のアイストップとなる場所には、高木による植栽を行う計画である。また、中央防波堤外側埋立地の一部には、競技への風の影響を考慮し、常緑樹による防風植栽を設置するほか、艇庫棟の屋上の一部には屋上緑化を行う計画である。樹種は、海の森公園（仮称）に植栽されている樹種も参考に今後具体的に検討する。

4. 海の森水上競技場の計画の目的及び内容



4.2.5 施工計画

(1) 工事工程

本事業に係る全体工事期間は、平成 28 年度から平成 30 年度の 32 か月の工期を予定している。
工事工程は、表 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-3 全体工事工程

工種/工事月		6	12	18	24	30	32
港湾構造物	北側護岸/嵩上げ・撤去						
	西側締切堤						
	東側締切堤						
	東側護岸改良						
港湾付帯施設	ポンツーン・消波装置等						
水門	西側水門						
	東側水門						
ポンプ設備	西側・東側						
建築施設（恒設）	観客席・艇庫・その他						
外構	外構（インフラを含む）						

注) 全体工事工程には、港湾付帯施設及びポンプ設備の製作期間、水門・揚排水施設試運転期間等は含んでいない。

(2) 施工方法の概要（予定）

1) 港湾構造物

ア. 北側護岸/嵩上げ・撤去

既存の北側護岸（中央防波堤内側）の改修を行う。工事は、既設上部コンクリート撤去、表面はつり、差し筋設置、コンクリート打設、舗装敷設等を行う。

イ. 西側締切堤

西側締切堤の新設を行う。工事は、鋼管杭・鋼管矢板・鋼矢板打設、遮水材充填、上部工・付帯工等を行う。工事は、主に水上施工を基本とする。

ウ. 東側締切堤

東側締切堤の新設を行う。工事は、鋼管杭・鋼管矢板・鋼矢板打設、遮水材充填、上部工・付帯工等を行う。工事は、主に水上施工を基本とする。

エ. 東側護岸改良

既存の東側護岸（中央防波堤内側）の改修を行う。工事は、既設上部コンクリート撤去、軽量混合処理土工、コンクリート打設、舗装敷設等を行う。

2) 港湾付帯施設

競技に必要なポンツーン設置、消波装置設置、横・縦張りロープ設置、ブイ・距離標識設置等を行う。

3) 水門

ア. 西側水門

西側締切堤に水門・排水施設の新設を行う。工事は、基礎杭打設、地盤改良、床堀¹、躯体構築等を行う。工事は、主に水上施工を基本とする。

イ. 東側水門

東側締切堤に水門・揚水施設の新設を行う。工事は、基礎杭打設、地盤改良、床堀¹、躯体構築等を行う。工事は、主に水上施工を基本とする。

4) ポンプ設備

工場製作したポンプ設備を現場搬入し、現場据付を行う。

5) 建築施設（恒設）

各建築物の新設を行う。工事は、山留工事、杭工事、土工事、基礎躯体工事、鉄骨工事、屋根工事、内装・外装工事、設備工事を行う。

6) 外構

中央防波堤内側の計画地内における既存樹木・排水管・舗装等の撤去を行い、植栽工、雨水排水設備工、園路広場整備等を行う。また、中央防波堤外側の計画地内では、植栽基盤の盛土及び植栽工を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-11 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、海上輸送を行う。また、土工事等で発生する建設発生土は現場内利用を基本とするほか、床堀土については、新海面処分場に搬入する計画とする。計画地外で製造されたコンクリート等の搬入に伴う工事用車両は、東京港臨海道路や臨港道路青海縦貫線を利用する計画である。

工事用車両台数のピークは、工事着工後 15 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 607 台/日、小型車 27 台/日、合計 634 台/日を予定している。なお、海上輸送の規模については、現時点では未定である。

工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等を行うことがないように、運転者への指導を徹底する。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-4 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

¹ 床堀は、構造物の基礎を作るため、地盤を所定の深さまで掘削すること。

表4.2-4 主な建設機械（予定）

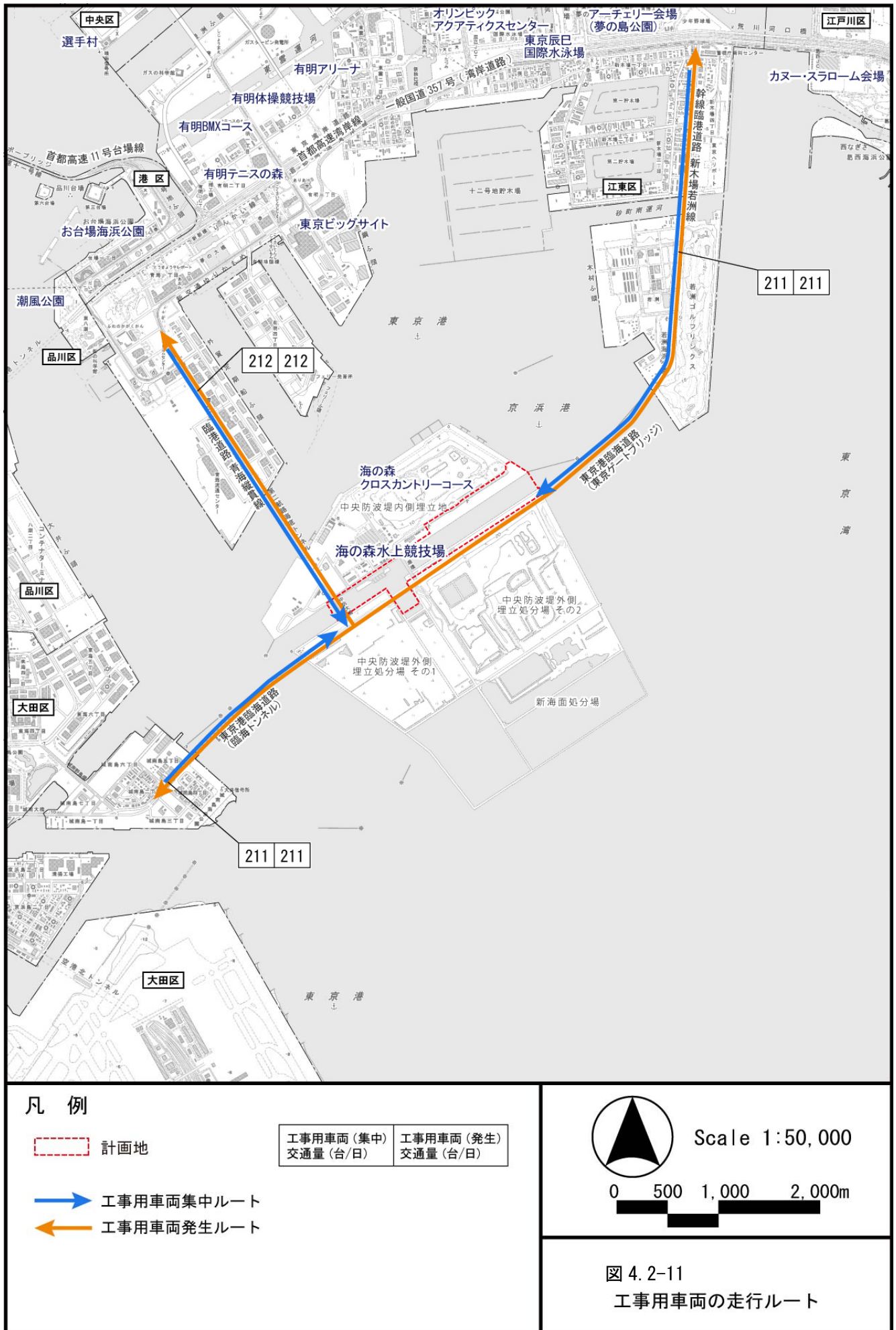
工 種		主な建設機械
港湾構造物	北側護岸/嵩上げ・撤去	大型ブレーカ、コンクリートポンプ車
	西側締切堤	杭打船、クレーン付台船、コンクリートポンプ車
	東側締切堤	杭打船、クレーン付台船、コンクリートポンプ車
	東側護岸改良	バックホウ、クローラークレーン、コンクリートポンプ車
港湾付帯施設	ポンツーン・消波装置等	クレーン付台船、クローラークレーン
水門	西側水門	杭打船、クレーン付台船、コンクリートポンプ車
	東側水門	杭打船、クレーン付台船、コンクリートポンプ車
ポンプ設備	西側・東側	クレーン付台船、クローラークレーン
建築施設(恒設)	観客席・艇庫・その他	クローラークレーン、バックホウ、コンクリートポンプ車
外構	外構（インフラ含む）	クローラークレーン、バックホウ、コンクリートポンプ車、 アスファルトフィニッシャー

注)建設機械の種類は今後変更の可能性がある。

4.2.6 供用の計画

本事業で整備する海の森水上競技場は、平成 30 年度までに竣工し、テストイベント及び東京 2020 大会を行う計画である。また、東京 2020 大会開催後には、国際大会が開催できるボート・カヌーの競技場及び育成・強化の拠点とするほか、多目的な水面利用を図り、都民のレクリエーションの場、憩いの場として広く一般に供用する計画である。

4. 海の森水上競技場の計画の目的及び内容



4. 海の森水上競技場の計画の目的及び内容

4.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」等がある。
環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 4.2-5(1)～(3)に示すとおりである。

表4.2-5(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆ 持続可能な環境交通の実現 ◆ 省資源化と資源の循環利用の促進	・ 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、ペレット等の木質バイオマス燃料によるサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 ・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、現場内利用を基本とし、現場内で利用できない量については、中央防波堤地区内で利用する計画である。 ・ 基礎工事等に伴い発生する建設泥土については、脱水等を行って減量化に努め、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・ コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハプ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。 ・ 再利用・再資源化が可能な品目(びん、缶、ペットボトル)については、資源として分別回収を行う計画とする。 ・ 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・ 「平成27年度東京都環境物品等調達方針(公共工事)」等に基づき、環境物品等の調達を行う。 ・ 「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」(平成27年3月 東京都)も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを積極的に使用する。

4. 海の森水上競技場の計画の目的及び内容

表4. 2-5(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月) (つづき)	- 健康で安全な生活環境の確保～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～ ◆大気汚染物質の更なる排出削減 ◆化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 - 環境の「負の遺産」を残さない取組 ◆生活環境問題の解決	- 建設発生土は現場内利用を基本とし、現場内で利用できない場合についても中央防波堤地区内で利用する計画とすることで、周辺市街地への影響に配慮する。 - 工事の実施に当たっては、施工内容を勘案した上で、海上輸送を行う。
	- より快適で質の高い都市環境の創出～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～ ◆市街地における豊かな緑の創出 ◆水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復 ◆熱環境の改善による快適な都市空間の創出	- 地上部緑化として、約11,000m²の範囲に地上部緑化を行う計画としている。 - 地上部緑化として、落葉広葉樹（エノキ、オオシマザクラ等）、常緑広葉樹（クロガネモチ等）、常緑針葉樹（クロマツ等）の高木を植栽する計画としている。また、防風植栽として常緑広葉樹（タブノキ、クスノキ）、常緑針葉樹（クロマツ）等を植栽する計画としている。
東京都自動車排出 窒素酸化物及び自 動車排出粒子状物 質総量削減計画 (平成25年7月)	低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等	- 工事用車両の走行ルートは、複数のルートに分散させる。 - 建設発生土は現場内利用を基本とし、現場内で利用できない場合についても中央防波堤地区内で利用する計画とすることで、周辺市街地への影響に配慮する。 - 工事の実施に当たっては、必要に応じて海上輸送を行う。
緑の東京計画 (平成12年12月)	あらゆる工夫による緑の創出と保全	- 地上部緑化として、約11,000m²の範囲に地上部緑化を行う計画としている。 - 地上部緑化として、落葉広葉樹（エノキ、オオシマザクラ等）、常緑広葉樹（クロガネモチ等）、常緑針葉樹（クロマツ等）の高木を植栽する計画としている。また、防風植栽として常緑広葉樹（タブノキ、クスノキ）、常緑針葉樹（クロマツ）等を植栽する計画としている。
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	- 地上部緑化として、約11,000m²の範囲に地上部緑化を行う計画としている。 - 地上部緑化として、落葉広葉樹（エノキ、オオシマザクラ等）、常緑広葉樹（クロガネモチ等）、常緑針葉樹（クロマツ等）の高木を植栽する計画としている。また、防風植栽として常緑広葉樹（タブノキ、クスノキ）、常緑針葉樹（クロマツ）等を植栽する計画としている。

4. 海の森水上競技場の計画の目的及び内容

表4. 2-5(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	・ 公共施設におけるみどりの創出	・ 地上部緑化として、約11,000m²の範囲に地上部緑化を行う計画としている。 ・ 地上部緑化として、落葉広葉樹（エノキ、オオシマザクラ等）、常緑広葉樹（クロガネモチ等）、常緑針葉樹（クロマツ等）の高木を植栽する計画としている。また、防風植栽として常緑広葉樹（タブノキ、クスノキ）、常緑針葉樹（クロマツ）等を植栽する計画としている。
東京都景観計画 (2011年4月改定版) (平成23年4月)	・ 活力と魅力ある「水の都」づくり ・ 河川や運河沿いの開発による水辺空間の再生	・ 光・緑・水などの自然の要素をモチーフとして、周辺の自然環境に馴染む、外観形状を基本とする。 ・ 中央防波堤埋立地の主役である海の森公園（仮称）等周辺環境との一体性を重視し、公園の豊かな緑や海の水が感じられる外観とする。 ・ 周辺の地形に開かれた緩やかな形状とする。
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成28年3月)	・ 廃棄物の循環的利用の促進 ・ 廃棄物の適正処理	・ 再利用・再資源化が可能な品目（びん、缶、ペットボトル）については、資源として分別回収を行う計画とする。 ・ 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成28年4月)	・ 建設泥土を活用する ・ 建設発生土を活用する ・ 廃棄物を建設資材に活用する ・ 建設グリーン調達を実施する	・ 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、ペレット等の木質バイオマス燃料によるサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 ・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、現場内利用を基本とし、現場内で利用できない量については、中央防波堤地区内で利用する計画である。 ・ 基礎工事等に伴い発生する建設泥土については、脱水等を行って減量化に努め、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・ コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。

4.3 海の森水上競技場の計画の策定に至った経過

海の森水上競技場は、立候補ファイルにおいて、オリンピックのボート及びカヌー（スプリント）、パラリンピックのボート及びカヌー会場として利用するため、新設する計画とされた。

その後、東京都は、招致の時点で作成した会場計画について都民の理解を得て実現できるよう、大会組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「整備費」の3つの視点で会場計画の再検討を行うこととして、平成26年12月に「新規恒久施設等の後利用に関するアドバイザリー会議」を設立し、東京都が新規に整備する恒久施設等が都民共通の貴重な財産として、大会後も有効活用されるよう、幅広い知見を持つ専門家から意見を求め、検討を進めてきた。

平成28年5月に、前述のアドバイザリー会議の意見を踏まえた、東京都としての施設運営計画（中間のまとめ）を公表し、海の森水上競技場については、国際大会が開催できるボート・カヌーの競技場及び育成・強化の拠点とするほか、多目的な水面利用を図り、都民のレクリエーションの場、憩いの場としていく施設として新設することとなった。

さらに、平成27年10月には、新たに整備するオリンピック・パラリンピック競技施設の設計等について、その妥当性を確保しながら整備を進めるため、外部の専門的知識を有する者から構成される「都立競技施設整備に関する諮問会議」を設置し、海の森水上競技場の基本設計について意見を聴取した。

5. フォローアップ計画

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（海の森水上競技場）」（平成 28 年 7 月 東京都）では、東京 2020 大会の開催前、開催後を対象に環境影響評価を実施している。一方、東京 2020 大会の開催中における大会の運営等については、現時点では具体的な計画が未定のため、環境影響評価を実施せず、今後の計画の熟度に応じて、別途実施する予定としている。

そのため、本フォローアップ計画書では、東京 2020 大会の開催前、開催後を対象としたフォローアップ計画をとりまとめることとし、東京 2020 大会の開催中の環境影響評価及びフォローアップ計画は、別途実施する予定とする。

5.1 大気等

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 調査事項（東京 2020 大会の開催前）

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
予測条件の状況	・ 気象の状況（風向・風速） ・ 工事用車両の状況（種類、台数、時間帯） ・ 一般車両の状況（種類、台数、時間帯）
ミティゲーションの実施状況	〔工事用車両に対するミティゲーション〕 ・ 建設発生土は現場内利用を基本とし、現場内で利用できない場合についても中央防波堤地区内で利用する計画とすることで、周辺市街地への影響に配慮する。 ・ 工事の実施に当たっては、施工内容を勘案した上で、海上輸送を行う。 ・ 工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近に洗車施設を設けて必要に応じてタイヤ等の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努める。 ・ 低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。 ・ 施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の過積載を防止する。 ・ 工事用車両が一時的に集中しないよう、可能な限り計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・ 計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。また、適宜清掃員を配置し、清掃に努める。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底するよう運転者への指導を徹底する。 ・ 工事用車両の走行に伴う周辺市街地への影響を極力軽減するため、中央防波堤地区において同時期に行われる臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線の整備、（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画の事業者との協議を行う等の調整を図る。

2) 調査地域

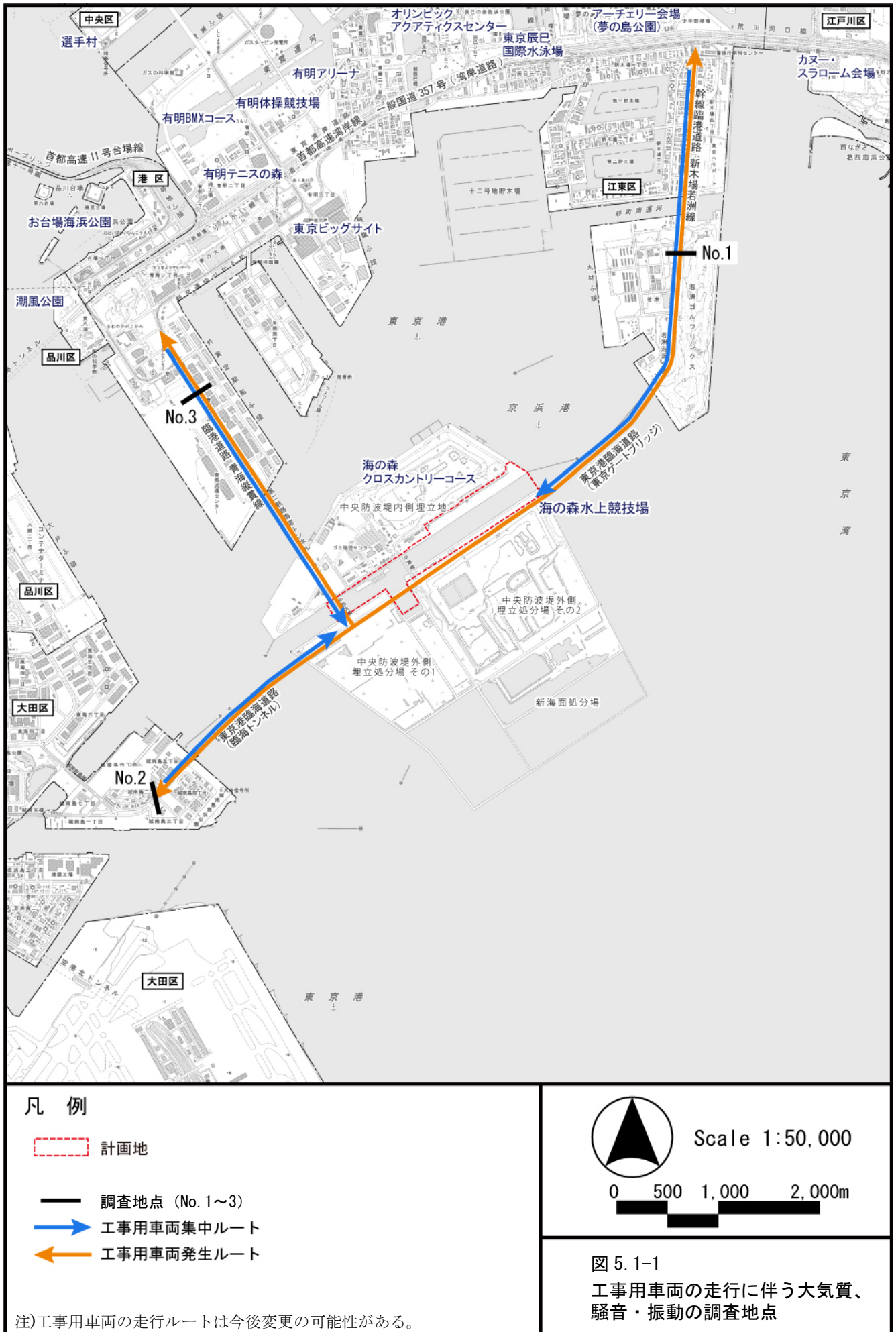
調査地域は、工事用車両の走行に伴う排出ガスの影響に配慮すべき施設が存在する、計画地周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.1-2 に示すとおりである。

表 5.1-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
調査時点		工事用車両の走行台数が最大となる時点(工事着工後15か月目)とする。
調査期間	予測した事項	代表的な1週間とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 「予測した事項」と同一期間とする。
		【工事用車両、一般車両の状況】 「予測した事項」の調査期間内の代表的と考えられる1日とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事の施行中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	工事用車両走行ルート上の3地点(図5.1-1に示す地点No.1～3)とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 東京管区気象台(風向、風速、雲量及び日射量)とする。
		【工事用車両の状況】 工事用車両の出入口及び工事用車両走行ルート上の3地点(図5.1-1に示す地点No.1～3)とする。
		【一般車両の状況】 工事用車両走行ルート上の3地点(図5.1-1に示す地点No.1～3)とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	◎ 二酸化窒素 ・ No.1～3 簡易測定法(PTIO法) ◎ 浮遊粒子状物質 既存資料並びに工事用車両台数の整理による方法とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 東京管区気象台(風向、風速、雲量及び日射量)の観測値の整理による方法とする。
		【工事用車両の状況】 ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)とする。 【一般車両の状況】 ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。



5.2 水質等

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・建設機械の稼働(海上)に伴い発生する濁り(SS)の濃度
予測条件の状況	・床掘工で使用する浚渫船の規格及び施工土量
ミティゲーションの実施状況	・定期的な協議会等を開催し、上記の保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。 ・陸上部からの工事排水は直接海域に放流せず、適切に処理する運用とする。 ・床掘時の濁りの拡散防止のため、汚濁防止枠又は汚濁防止膜を使用する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺海域とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.2-2 に示すとおりである。

表 5.2-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		建設機械の稼働(海上)に伴い発生する濁り(SS)の濃度
調査時点		工事期間中で濁り(SS)の発生量が最大となる時点とする。
調査期間	予測した事項	代表的な1日とする。
	予測条件の状況	「予測した事項」と同一期間とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	濁り(SS)の発生源の近傍とし、2地点(図5.2-1)とする。
	予測条件の状況	濁り(SS)の発生源の近傍とし、2地点(図5.2-1)とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺海域とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(水質測定)による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関係資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.2-3 に示すとおりである。

表 5.2-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 流況 ・ 水質（化学的酸素要求量、全窒素及び全リン、溶存酸素量、大腸菌群数）
予測条件の状況	・ 施設計画の状況 ・ 流入負荷量・底質からの負荷量の状況
ミティゲーションの実施状況	・ 水門は締め切らずに適切に管理され、スポーツ競技が開催される場合を除いては、開門している運用とする。 ・ グランドスタンド棟等の施設からの排水等は直接海域に放流せず、適切に処理する運用とする。 ・ 水門が締め切られた時は、水質保持のためポンプによる揚排水を行い海水交換を行う。

2) 調査地域

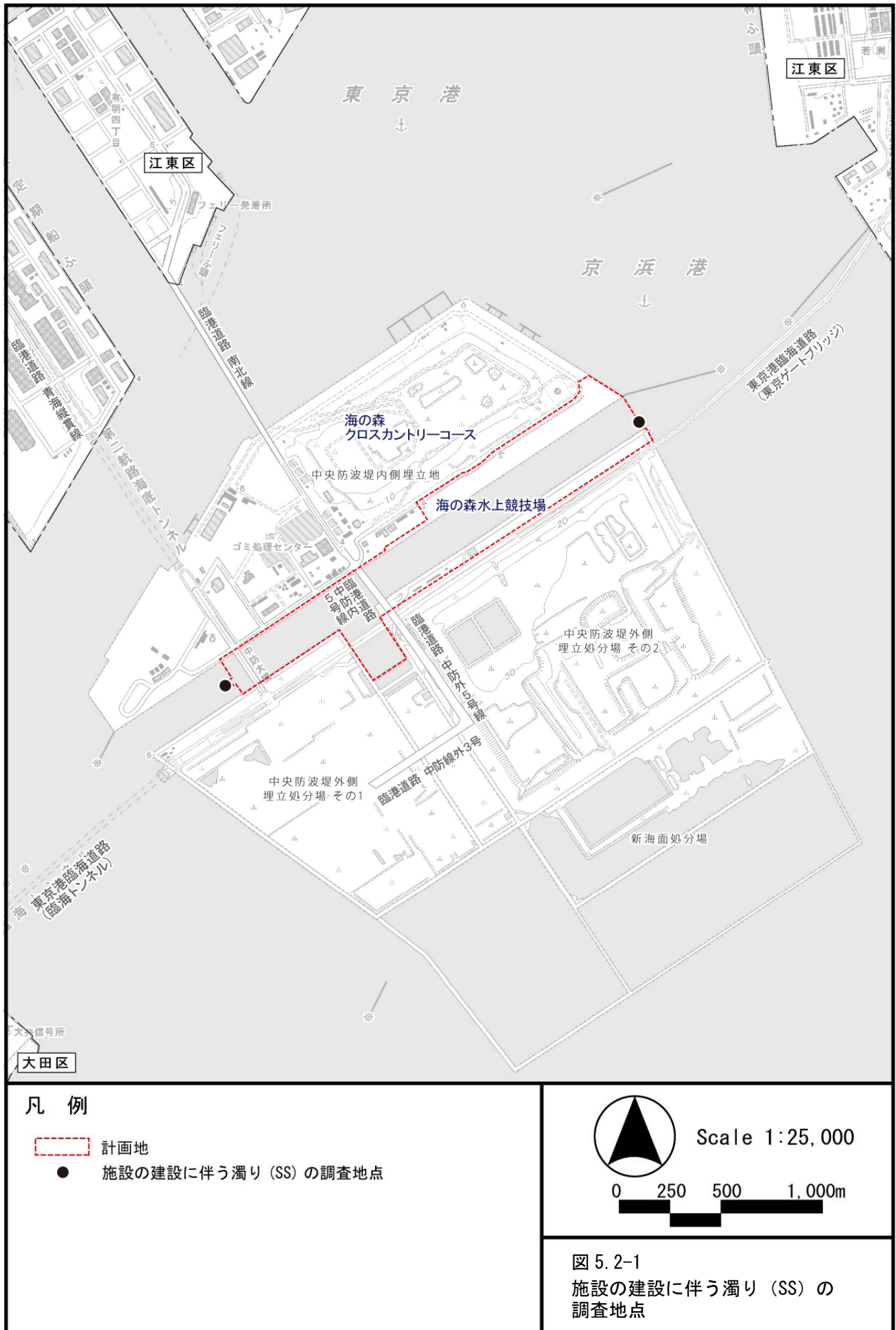
調査地域は、計画地及びその周辺海域とする。

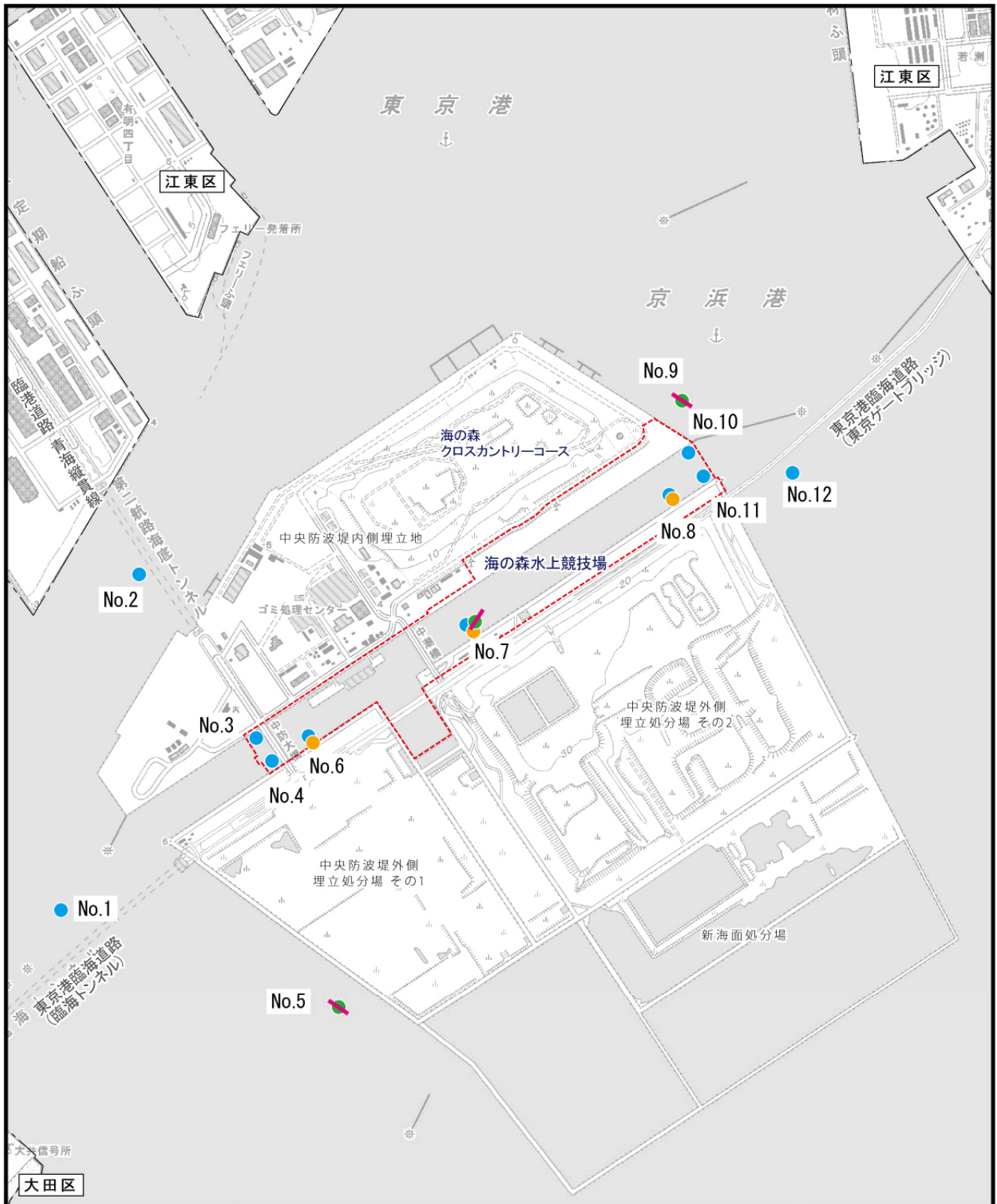
3) 調査手法

調査手法は、表 5.2-4 に示すとおりである。

表 5.2-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		・ 流況 ・ 水質（化学的酸素要求量、全窒素及び全リン、溶存酸素量、大腸菌群数）
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	東京2020大会開催後の四季とする。
	予測条件の状況	【施設計画の状況】 供用開始後の適宜とする。 【流入負荷量・底質からの負荷量の状況】 東京2020大会開催後の四季とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺海域(図5.2-2及び図5-2-3)とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺海域(図5.2-2)とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺海域とする。
調査手法	予測した事項	現地調査（水質測定、流況調査）による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(底質調査)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。





凡 例

計画地

- 水質・底質・生態系調査地点(動物植物プランクトン・魚卵稚仔魚・底生生物)
- 生態系調査地点(潮間帯生物)
- 生態系調査地点(魚介類)
- 刺網設置地点

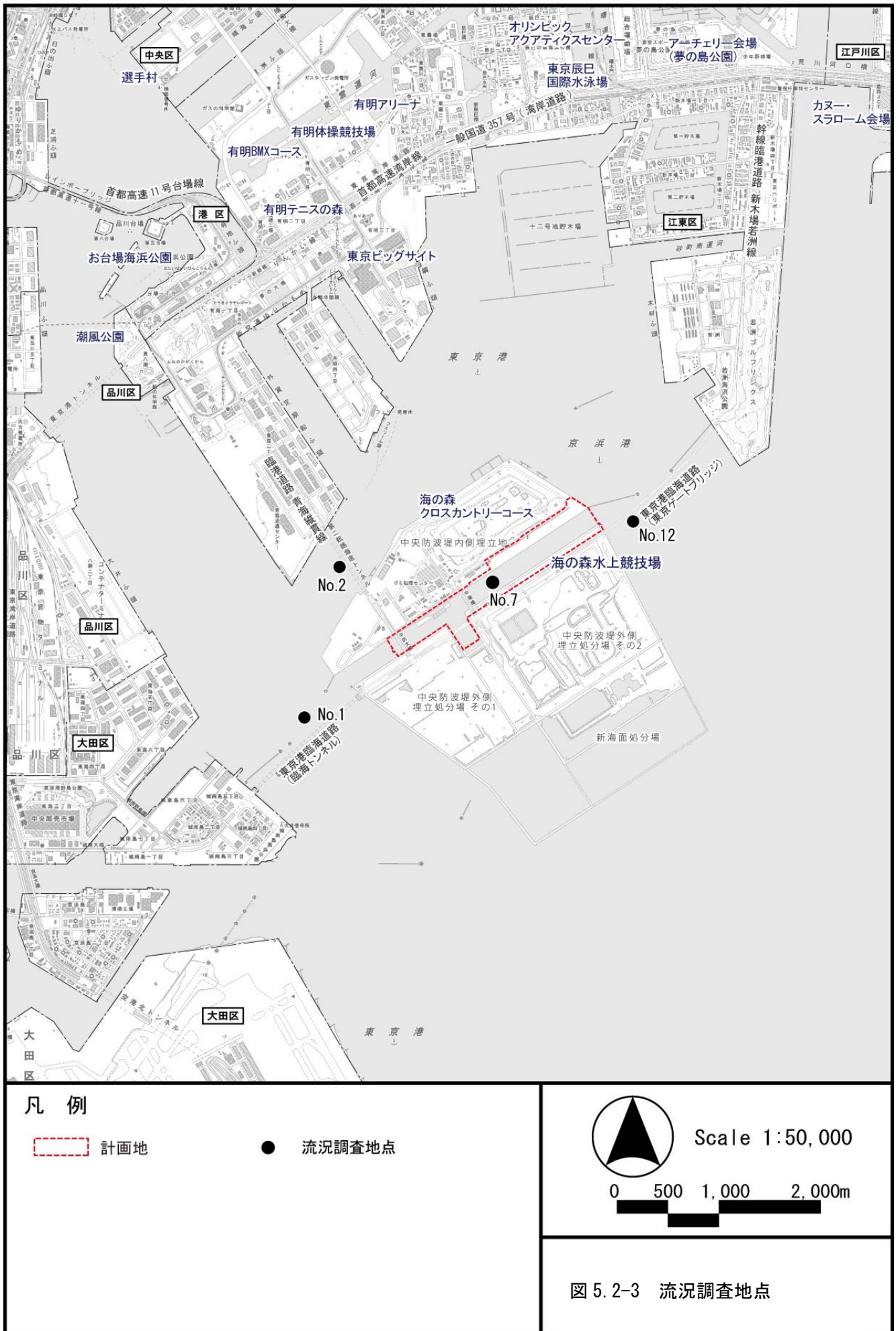


Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

図 5.2-2

現地調査地点(水質・底質・水生生物)



5.3 土壌

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.3-1 に示すとおりである。

表 5.3-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度
予測条件の状況	・掘削工事の実施状況
ミティゲーションの実施状況	・事業の実施に伴う土地改変にあたっては、土壌汚染対策法第 4 条及び環境確保条例第 117 条に基づく手続きを行い、適切に対応する。 ・工事中に汚染土壌が確認された場合には、土壌汚染対策法及び環境確保条例に則り、汚染物質の種類、汚染土壌の量等を明らかにし、関係機関と調整を行ったうえで適切な飛散・拡散の防止対策をとった汚染拡散防止措置を実施するとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.3-2 に示すとおりである。

表 5.3-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度
調査時点		掘削工事を行う時点とする。
調査期間	予測した事項	掘削工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	掘削工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	掘削工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.4 生物の生育・生息基盤

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.4-1 に示すとおりである。

表 5.4-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・生物・生態系の賦存地の改変の程度 ・新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・植栽基盤（土壌）の状況 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・地上部緑化として、約11,000m²の範囲に地上部緑化を行う計画としている。 ・地上部緑化及び防風植栽として高木、中木等を植栽する。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保し、植栽樹の良好な生育を図ることにより、新たな生物の生育・生息基盤を創出する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.4-2 に示すとおりである。

表 5.4-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		生物・生態系の賦存地の改変の程度 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
調査時点		工事の終了後とする。
調査期間	予測した事項	工事終了後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	工事終了後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事終了後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.4-3 に示すとおりである。

表 5.3-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・生物・生態系の賦存地の改変の程度 ・新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・植栽基盤（土壌）の状況 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・地上部緑化として、約11,000m²の範囲に地上部緑化を行う計画としている。 ・地上部緑化及び防風植栽として高木、中木等を植栽する。 ・水門は締め切らずに適切に管理され、スポーツ競技が開催される場合を除いては、開門している運用とする。 ・植栽した樹木は、定期的な灌水、除草、剪定等により適切に管理する。 ・水門が締め切られた時は、水質保持のためポンプによる揚排水により海水交換を行う。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.4-4 に示すとおりである。

表 5.4-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		生物・生態系の賦存地の改変の程度 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	供用開始後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.5 生物・生態系

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.5-1 に示すとおりである。

表 5.5-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 ・陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 ・水生生物相の変化の内容及びその程度 ・生育・生息環境の変化の内容及びその程度 ・生態系の変化の内容及びその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画 ・水質の状況
ミティゲーションの実施状況	・地上部緑化及び防風植栽として高木、中木等を植栽する。 ・床掘時の濁りの拡散防止のため、汚濁防止柵又は汚濁防止膜を使用する。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.5-2 に示すとおりである。

表 5.5-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 水生生物相の変化の内容及びその程度 生育・生息環境の変化の内容及びその程度 生態系の変化の内容及びその程度
調査時点		工事の施行中及び終了後とする。
調査期間	予測した事項	工事終了後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	【既存緑地の改変の程度、緑化計画】 工事終了後の春季～夏季とする。 【水質の状況】 工事中の適宜で、濁り（SS）の発生量が最大となる期間内の代表的と考えられる 1 日とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影、水質測定等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.5-3 に示すとおりである。

表 5.5-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 ・陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 ・水生生物相の変化の内容及びその程度 ・生育・生息環境の変化の内容及びその程度 ・生態系の変化の内容及びその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画 ・水質の状況
ミティゲーションの実施状況	・地上部緑化及び防風植栽として高木、中木等を植栽する。 ・水門は締め切らずに適切に管理され、スポーツ競技が開催される場合を除いては、開門している運用とする。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・植栽した樹木は、定期的な灌水、除草、剪定等により適切に管理する。 ・水門が締め切られた時は、水質保持のためポンプによる揚排水により海水交換を行う。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.5-4 に示すとおりである。

表 5.5-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 水生生物相の変化の内容及びその程度 生育・生息環境の変化の内容及びその程度 生態系の変化の内容及びその程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	【既存緑地の改変の程度、緑化計画】 供用開始後の春季～夏季とする。 【水質の状況】 東京2020大会開催後の四季とする。
	予測条件の状況	【既存緑地の改変の程度、緑化計画】 供用開始後の春季～夏季とする。 【水質の状況】 東京2020大会開催後の四季とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法及び現地調査（水生生物調査）とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影、水質測定等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.6 緑

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.6-1 に示すとおりである。

表 5.6-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 ・緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・地上部緑化として、約11,000㎡の範囲に地上部緑化を行う計画としている。 ・地上部緑化として、落葉広葉樹（エノキ、オオシマザクラ等）、常緑広葉樹（クロガネモチ等）、常緑針葉樹（クロマツ等）の高木を植栽する計画としている。また、防風植栽として常緑広葉樹（タブノキ、クスノキ）、常緑針葉樹（クロマツ）等を植栽する計画としている。 ・既存樹木については伐採予定であるが、樹木調査により樹木の状況確認を行った上で、移植等について検討する。 ・植栽樹種は、計画地北側の「海の森公園(仮称)」に植栽されている樹種を考慮し、植栽地の環境に適した在来種を植栽する計画としている。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・植栽した樹木は、定期的な灌水、除草、剪定等により適切に管理する。 ・艇庫棟の屋上の一部には、屋上緑化を行う計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.6-2 に示すとおりである。

表 5.6-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
調査時点		工事の施行中及び終了後とする。
調査期間	予測した事項	工事終了後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	工事終了後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.6-3 に示すとおりである。

表 5.6-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 ・緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・地上部緑化として、約11,000㎡の範囲に地上部緑化を行う計画としている。 ・地上部緑化として、落葉広葉樹（エノキ、オオシマザクラ等）、常緑広葉樹（クロガネモチ等）、常緑針葉樹（クロマツ等）の高木を植栽する計画としている。また、防風植栽として常緑広葉樹（タブノキ、クスノキ）、常緑針葉樹（クロマツ）等を植栽する計画としている。 ・既存樹木については伐採予定であるが、樹木調査により樹木の状況確認を行った上で、移植等について検討する。 ・植栽樹種は、計画地北側の「海の森公園（仮称）」に植栽されている樹種を考慮し、植栽地の環境に適した在来種を植栽する計画としている。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・植栽した樹木は、定期的な灌水、除草、剪定等により適切に管理する。 ・艇庫棟の屋上の一部には、屋上緑化を行う計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.6-4 に示すとおりである。

表 5.6-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	供用開始後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.7 騒音・振動

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.7-1 に示すとおりである。

表 5.7-1 調査事項(東京 2020 大会の大会開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 ・ 工事用車両の走行に伴う道路交通振動
予測条件の状況	・ 工事用車両の状況(種類、台数、時間帯) ・ 一般車両の状況(種類、台数、時間帯)
ミティゲーションの実施状況	〔工事用車両に対するミティゲーション〕 ・ 工事の実施に当たっては、施工内容を勘案した上で、海上輸送を行う。 ・ 建設発生土は現場内利用を基本とし、現場内で利用できない場合についても中央防波堤地区内で利用する計画とすることで、周辺市街地への影響に配慮する。 ・ 資材の搬入に際しては、走行ルートの特設、規制速度を遵守するなど安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める。 ・ 低公害型の工事用車両を極力採用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。 ・ 工事用車両が一時的に集中しないよう、可能な限り計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・ 計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、交通渋滞とそれに伴う騒音・振動に低減に努める。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底するよう運転者への指導を徹底する。 ・ 工事用車両の走行に伴う周辺市街地への影響を極力軽減するため、中央防波堤地区において同時期に行われる臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線の整備、(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画の事業者との協議を行う等の調整を図る。

2) 調査地域

調査地域は工事用車両の走行に伴う騒音・振動の影響に配慮すべき施設が存在する、計画地周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.7-2 に示すとおりである。

表 5.7-2 調査手法(東京 2020 大会の大会開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴う道路交通騒音	工事用車両の走行に伴う道路交通振動
調査時点		工事用車両の走行台数が最大となる時点(工事着工後15か月目)とする。	
調査期間	予測した事項	代表的な1日の内、工事用車両の走行時間及びその前後1時間を含む時間帯とする。	
	予測条件の状況	【工事用車両、一般車両の状況】 「予測した事項」と同時期とする。	
	ミティゲーションの実施状況	工事の施行中の適宜とする。	
調査地点	予測した事項	工事用車両走行ルート上の3地点(図5.1-1(p.31参照))に示す地点No.1～3)とする。	
	予測条件の状況	【工事用車両の状況】 工事用車両の出入口及び工事用車両走行ルート上の3地点(図5.1-1に示す地点No.1～3)とする。 【一般車両の状況】 工事用車両走行ルート上の3地点(図5.1-1に示す地点No.1～3)とする。	
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	
調査手法	予測した事項	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月環境庁告示第64号)に定める方法(JIS Z8731)に準拠し、騒音レベル(等価騒音レベル： L_{Aeq})を測定する。	「振動規制法施行規則」(昭和51年総務省令第58号)に定める測定方法(JIS Z8735)に準拠し、振動レベルの80%レンジの上端値(L_{10})を測定する。
	予測条件の状況	【工事用車両、一般車両の状況】 ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。	

5.8 景観

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.8-1 に示すとおりである。

表 5.8-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 ・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・ 緑視率の変化の程度
予測条件の状況	・ 計画建築物の状況(配置、形状、高さ等) ・ 緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・ 光・緑・水などの自然の要素をモチーフとして、周辺の自然環境に馴染む、外観形状を基本とする。 ・ 中央防波堤埋立地の主役である海の森公園(仮称)等周辺環境との一体性を重視し、公園の豊かな緑や海の水が感じられる外観とする。 ・ 周辺の地形に開かれた緩やかな形状とする。 ・ 海の森との一体感を出すために周回道路沿いに緑の帯を作る。 ・ 艇庫棟においては、一部屋上緑化を施し、中央防波堤内側から外側に緑の軸をつなぐ。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.8-2 に示すとおりである。

表 5.8-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		主要な景観の構成要素の 改変の程度及びその改変 による地域景観の特性の 変化の程度	代表的な眺望地点から の眺望の変化の程度	緑視率の変化の程度
調査時点		施設完成後とする。		
調査期間	予測した事項	施設完成後とする。		
	予測条件の状況	施設完成後とする。		
	ミティゲーション の実施状況	施設完成後とする。		
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。	予測地点と同様の 4 地点 (図5. 8-1に示す地点No. 1～4) とする。	
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。		
	ミティゲーション の実施状況	計画地及びその周辺とする。		
調査手法	予測した事項	現地調査 (写真撮影) 及び評価書の予測結果と比較する方法とする。		
	予測条件の状況	現地調査 (写真撮影) 及び関係資料の整理による方法とする。		
	ミティゲーション の実施状況	現地調査 (写真撮影) 及び関係資料の整理による方法とする。		

(2) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.8-3 に示すとおりである。

表 5.8-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 ・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・ 緑視率の変化の程度
予測条件の状況	・ 計画建築物の状況(配置、形状、高さ等) ・ 緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・ 光・緑・水などの自然の要素をモチーフとして、周辺の自然環境に馴染む、外観形状を基本とする。 ・ 中央防波堤埋立地の主役である海の森公園(仮称)等周辺環境との一体性を重視し、公園の豊かな緑や海の水が感じられる外観とする。 ・ 周辺の地形に開かれた緩やかな形状とする。 ・ 海の森との一体感を出すために周回道路沿いに緑の帯を作る。 ・ 艇庫棟においては、一部屋上緑化を施し、中央防波堤内側から外側に緑の軸をつなぐ。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.8-4 に示すとおりである。

表 5.8-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		主要な景観の構成要素の 改変の程度及びその改変 による地域景観の特性の 変化の程度	代表的な眺望地点から の眺望の変化の程度	緑視率の変化の程度
調査時点		東京2020大会開催後とする。		
調査期間	予測した事項	東京 2020 大会開催後とする。		
	予測条件の状況	東京 2020 大会開催後とする。		
	ミティゲーション の実施状況	東京 2020 大会開催後とする。		
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。	予測地点と同様の 4 地点 (図5. 8-1に示す地点No. 1～4) とする。	
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。		
	ミティゲーション の実施状況	計画地及びその周辺とする。		
調査手法	予測した事項	現地調査 (写真撮影) 及び評価書の予測結果と比較する方法とする。		
	予測条件の状況	現地調査 (写真撮影) 及び関係資料の整理による方法とする。		
	ミティゲーション の実施状況	現地調査 (写真撮影) 及び関係資料の整理による方法とする。		



凡 例

計画地

● 景観(眺望景観)調査地点
(No.1~4)

➤ 写真撮影方向



Scale 1:50,000

0 500 1,000 2,000m

図 5.8-1

景観調査地点

(代表的な眺望点及び眺望の状況)

5.9 自然との触れ合い活動の場

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.4-1 に示すとおりである。

表 5.4-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
予測条件の状況	・工事用車両の走行の状況
ミティゲーションの実施状況	・低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底し、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。 ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、交通渋滞とそれに伴う大気汚染、騒音・振動の低減に努める。また、適宜清掃員を配置し、清掃に努める。 ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底するよう運転者への指導を徹底する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.4-2 に示すとおりである。

表 5.4-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
調査時点		工事の施工中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.4-3 に示すとおりである。

表 5.4-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 ・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
予測条件の状況	・施設配置計画 ・緑化計画
ミティゲーシ ョンの実施状況	・計画地の北側には「海の森公園（仮称）」と一体感のある地上部緑化を行い、計画地南側には常緑樹による防風植栽を設置する計画としている。 ・計画建築物の建設に伴い、周辺道路の歩道を整備し、現中潮橋北側付近の交差点に歩行者用信号、横断歩道を設置することを、都として調整する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.4-4 に示すとおりである。

表 5.4-4 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		・自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 ・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査 期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーシ ョンの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査 地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーシ ョンの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査 手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーシ ョンの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.10 歩行者空間の快適性

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.10-1 に示すとおりである。

表 5.10-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・緑の程度 ・歩行者が感じる快適性の程度
予測条件の状況	・気象の状況 ・周辺土地利用条件
ミティゲーションの実施状況	・都として中潮橋北側交差点以东には、アクセス経路沿いに街路樹を整備する計画である。 ・都としてアクセス経路沿いの既存街路樹について可能な限りの保全を図る。 ・都としてその他の都道の街路樹や公園の樹木を適切に維持・管理することにより、夏の強い日差しを遮る木陰を確保するとともに、まとまった緑による気温上昇の抑制効果を高めていく。 ・計画地内における遮熱性舗装の敷設や道路沿いに緑の帯を形成する等歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画である。

2) 調査地域

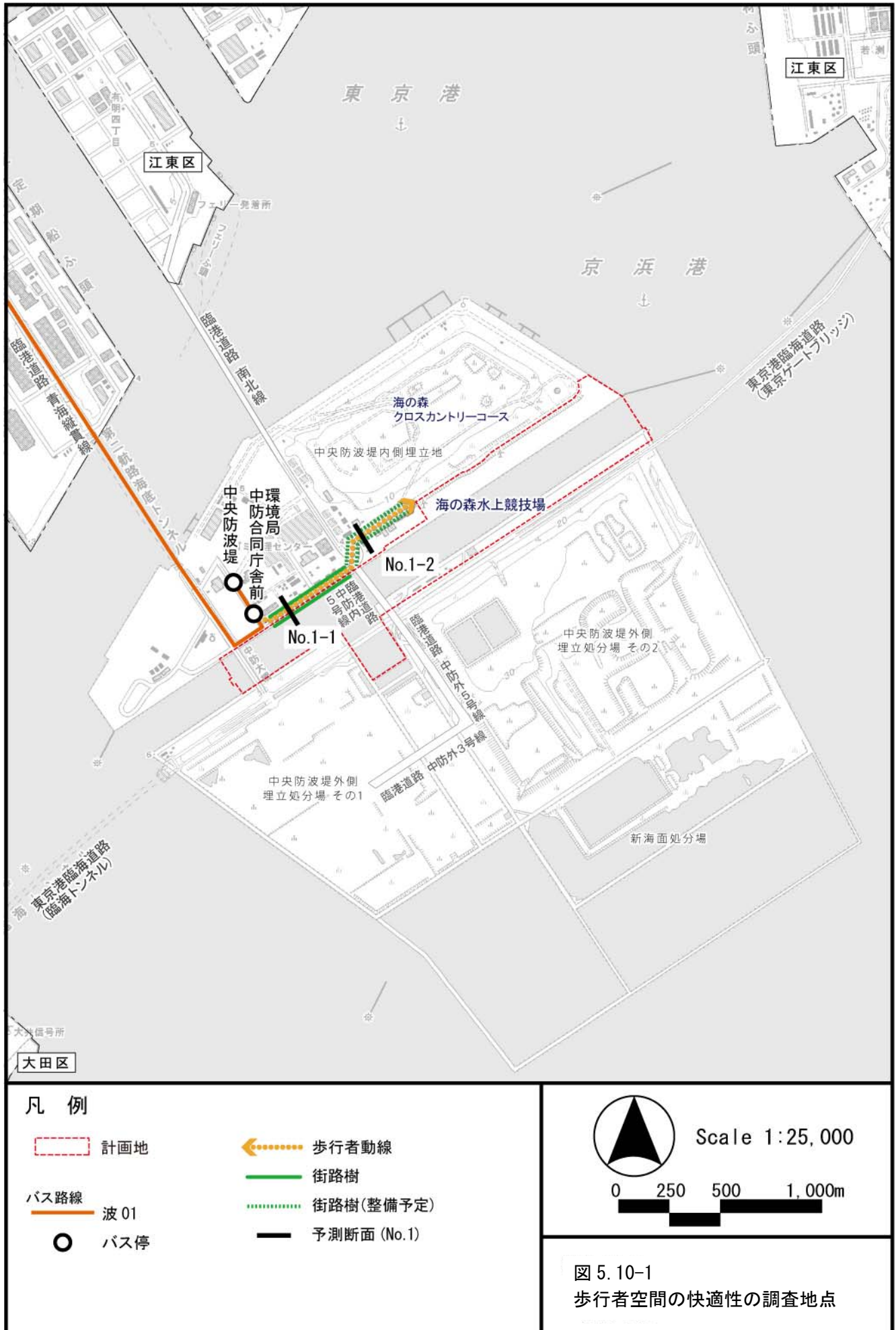
調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.10-2 に示すとおりである。

表 5.10-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		緑の程度	歩行者が感じる快適性の程度
調査時点		東京2020大会の開催後とする。	
調査地点	予測した事項	公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路(図5.10-1)とする。	予測地点と同様の公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路上における2地点(図5.10-1に示すNo.1-1～1-2)とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。	予測地点と同様の公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路上における2地点(図5.10-1に示すNo.1-1～1-2)とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	予測地点と同様の公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路上における2地点(図5.10-1に示すNo.1-1～1-2)とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。	既存資料及び現地調査により、暑さ指数(WBGT)の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。	



5.11 水利用

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.11-1 に示すとおりである。

表 5.11-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・水の効率的利用への取組・貢献の程度
予測条件の状況	・雨水利用設備の状況
ミティゲーションの実施状況	・グラウンドスタンド棟の屋根に降る雨水を集水し、雨水利用のための貯留槽へ貯留後、トイレ洗浄水に使用する計画とする。 ・節水型トイレ、手洗いセンサーを設置する。 ・利用者に対する節水を周知するなど、より一層の水使用量の削減に努める。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.11-2 に示すとおりである。

表 5.11-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

	調査事項	水の効率的利用への取組・貢献の程度
	調査時点	施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.12 廃棄物

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.12-1 に示すとおりである。

表 5.12-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
予測条件の状況	・掘削工事の実施状況 ・杭工事の実施状況
ミティゲーションの実施状況	・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、ペレット等の木質バイオマス燃料によるサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、現場内利用を基本とし、現場内で利用できない量については、中央防波堤地区内で利用する計画である。 ・基礎工事等に伴い発生する建設泥土については、脱水等を行って減量化に努め、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。 ・既存樹木については伐採予定であるが、樹木調査により樹木の状況確認を行った上で、移植等について検討する。 ・建設廃棄物の発生量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。 ・資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。 ・施設整備に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを積極的に使用する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.12-2 に示すとおりである。

表 5.12-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.12-3 に示すとおりである。

表 5.12-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
予測条件の状況	・施設の利用者数
ミティゲーションの実施状況	・再利用・再資源化が可能な品目（びん、缶、ペットボトル）については、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・イベント等の開催時において発生する廃棄物については、各事業者が「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理」を行う必要があるため、イベント等の開催事業者への十分な周知を行い、開催事業者が処理・処分を行うように調整する。 ・再利用・再資源化率に関しては、類似施設におけるリサイクル率以上の目標設定について、検討する。 ・産業廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に基づき、収集・運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.12-4 に示すとおりである。

表 5.12-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.13 エコマテリアル

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.13-1 に示すとおりである。

表 5.13-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度
予測条件の状況	・環境物品調達方針
ミティゲーションの実施状況	・「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、環境物品等の調達を行う。 ・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」（平成27年3月 東京都）も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを積極的に使用する。 ・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、積極的に適用品目を利用する計画である。 ・資材の搬入、副産物の搬出にあたっては、あらかじめ再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。 ・エコマテリアルの使用状況確認については、フォローアップ調査で確認する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.13-2 に示すとおりである。

表 5.13-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理による方法とする。

5.14 温室効果ガス

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.14-1 に示すとおりである。

表 5.14-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度
予測条件の状況	・ 省エネルギー設備の状況
ミティゲーションの実施状況	・ 高効率機器の採用による省エネ対策を図る。 ・ 照明器具は、諸室の用途と適正を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行い、省エネルギー・高効率タイプ（LED形、又は高周波点灯形照明器具）を採用する。 ・ 事務室等から一括管理できるように、館内照明の監視制御を集中リモコンで操作する。 ・ 点滅区分を適正にして、こまめな消灯ができるようにする。 ・ トイレ等に関しては人感センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努める。 ・ 南面・西面の外装デザインについては、真夏の日射遮蔽に配慮し、大庇により快適性を確保する。 ・ 北側の外装デザインについては、安定的な自然光を取り入れる開口に配慮する。 ・ 艇庫棟においては、一部屋上緑化を行う。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.14-2 に示すとおりである。

表 5.14-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		温室効果ガスの排出量及びその削減の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理又は電気使用量の整理による方法とする。
	予測条件の状況	関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理による方法とする。

5.15 エネルギー

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.15-1 に示すとおりである。

表 5.15-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・エネルギーの使用量及びその削減の程度
予測条件の状況	・省エネルギー設備の状況
ミティゲーションの実施状況	・高効率機器の採用による省エネ対策を図る。 ・照明器具は、諸室の用途と適正を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行い、省エネルギー・高効率タイプ(LED形、又は高周波点灯形照明器具)を採用する。 ・事務室等から一括管理できるように、館内照明の監視制御を集中リモコンで操作する。 ・点滅区分を適正にして、こまめな消灯ができるようにする。 ・トイレ等に関しては人感センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努める。 ・南面・西面の外装デザインについては、真夏の日射遮蔽に配慮し、大庇により快適性を確保する。 ・北側の外装デザインについては、安定的な自然光を取り入れる開口に配慮する。 ・艇庫棟においては、一部屋上緑化を行う。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.15-2 に示すとおりである。

表 5.15-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		エネルギーの使用量及びその削減の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理又は電気使用量の整理による方法とする。
	予測条件の状況	関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理による方法とする。

5.16 土地利用

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.16-1 に示すとおりである。

表 5.16-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・未利用地の解消の有無及びその程度
予測条件の状況	・土地利用の状況
ミティゲーションの実施状況	・多面的な水利用を図りながら、隣接する海の森と連携した水と緑のネットワーク拠点とする。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.16-2 に示すとおりである。

表 5.16-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		未利用地の解消の有無及びその程度
調査時点		施設完成後とする。
調査期間	予測した事項	施設完成後の適宜とする。
	予測条件の状況	施設完成後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	施設完成後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.17 安全

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.17-1 に示すとおりである。

表 5.17-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・危険物施設等からの安全性の確保の程度 ・移動の安全のためのバリアフリー化の程度 ・電力供給の安定度
予測条件の状況	・計画地周辺の危険物施設等の状況 ・施設内及び最寄りの鉄道駅から会場までの歩行者経路におけるバリアフリー施設の状況 ・電力供給施設の状況
ミティゲーションの実施状況	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設計画とする。 ・都としては「東京都長期ビジョン」において、2020年までに「2020年大会開催時における観光地や競技会場周辺等の道路のバリアフリー化」が完了する計画である。 ・「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」において順次設定されている基準等を踏まえた整備等を行う。 ・エリアごとに、発電機電源バックアップ方式もしくは予備電源バックアップ方式を採用する。 ・地中管路に使用する管路は、地震及び不等沈下によるせん断への対策を考慮し、可とう性のある「FEP」管（波打硬質合成樹脂管）とする。 ・受電盤への引込み及び送出し部分には、必要に応じ予備管路を考慮する。 ・地中線引込みの場合は、原則として、ピラーボックス用ハンドホール 及び地絡継電装置付き高圧交流負荷開閉器 を設ける。

2) 調査地域

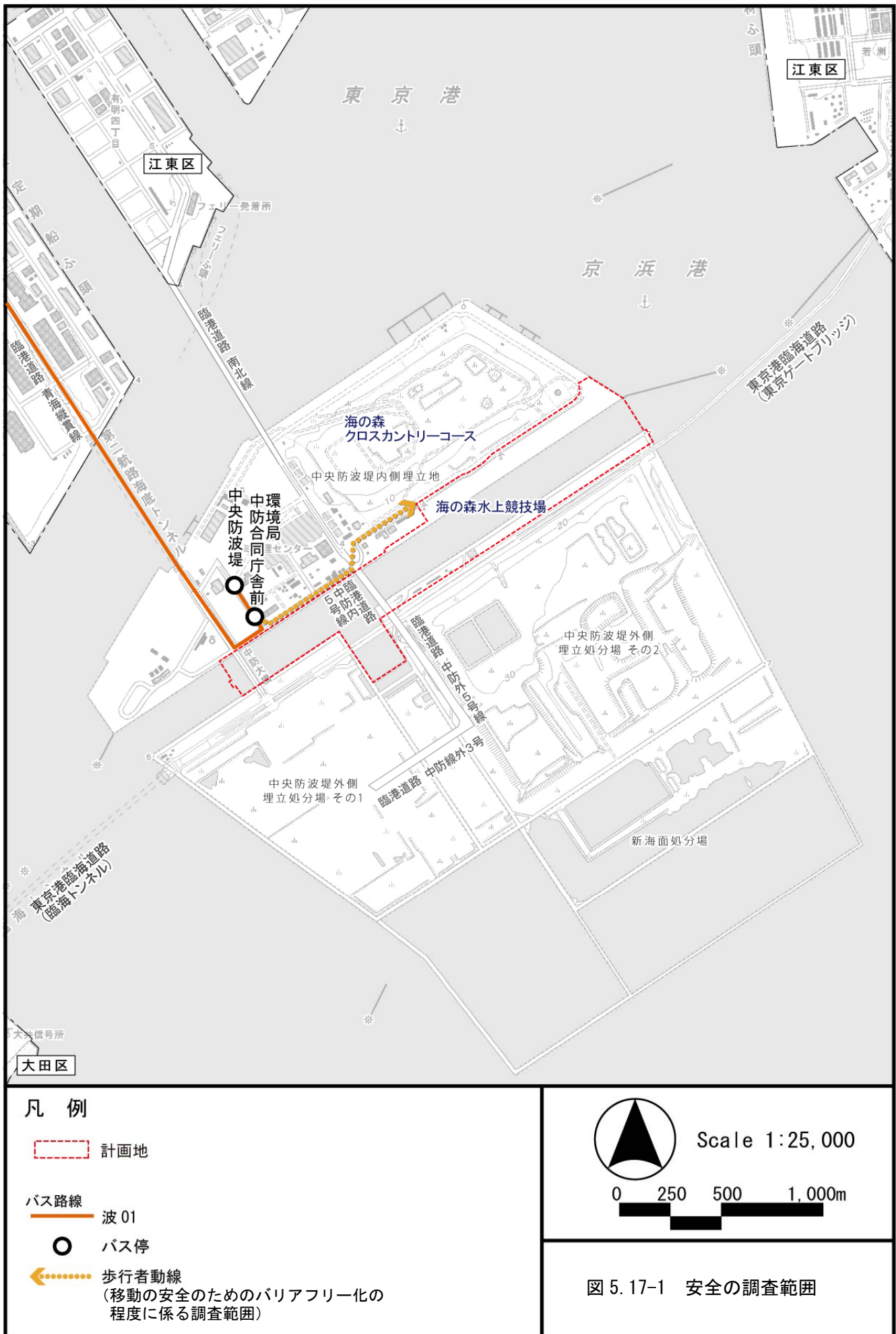
調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.17-2 に示すとおりである。

表 5.17-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		危険物施設等からの安全性の確保の程度	移動の安全のためのバリアフリー化の程度	電力供給の安定度
調査時点		施設完成後とする。		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	施設完成後の適宜とする。		
	予測条件の状況	施設完成後の適宜とする。		
	ミティゲーションの実施状況	施設完成後の適宜とする。		
調査地点	予測した事項	計画地周辺とする。	計画地及び公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路(図5.17-1)とする。	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地周辺とする。	計画地及び公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路(図5.17-1)とする。	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地周辺とする。	計画地及び公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路(図5.17-1)とする。	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理とする。	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理とする。	関連資料の整理とする。
	予測条件の状況	関連資料の整理とする。	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理とする。	関連資料の整理とする。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理とする。	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理とする。	関連資料の整理とする。



5.18 消防・防災

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.18-1 に示すとおりである。

表 5.18-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・耐震性の程度 ・津波対策の程度 ・防火性の程度
予測条件の状況	・耐震設備の状況 ・津波対策の状況 ・防災設備の状況
ミティゲーションの実施状況	・建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に準拠する耐震基準・防火基準を満たした計画とする。 ・災害時の避難経路は、非常時でも迷わず避難できるよう計画する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.18-2 に示すとおりである。

表 5.18-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		耐震性の程度 津波対策の程度 防火性の程度
調査時点		施設完成後とする。
調査期間	予測した事項	施設完成後の適宜とする。
	予測条件の状況	施設完成後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	施設完成後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺地域とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺地域とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺地域とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.19 交通渋滞

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.19-1 に示すとおりである。

表 5.19-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化の程度
予測条件の状況	・ 工事用車両の走行の状況 ・ 一般車両の状況
ミティゲーションの実施状況	・ 工事用車両の走行ルートは、複数のルートに分散させる。 ・ 工事の実施に当たっては、必要に応じて海上輸送を行う。 ・ 建設発生土は現場内利用を基本とし、現場内で利用できない場合についても中央防波堤内で利用する計画とすることで、周辺市街地への影響に配慮する。 ・ 工事用車両の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化に努める計画である。 ・ 朝・夕の周辺交通量が多くなる時間帯には、極力工事用車両の走行を控える。 ・ 工事用車両出入口に交通整理員を配置し、工事用車両の出入りに伴う一般交通流への影響を低減する。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する。 ・ 工事用車両の走行に伴う周辺市街地への影響を極力軽減するため、中央防波堤地区において同時期に行われる臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線の整備、(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画の事業者との協議を行う等の調整を図る。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.19-2 に示すとおりである。

表 5.19-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化の程度
調査時点		工事用車両の走行台数が最大となる時点(工事着工後15か月目)とする。
調査期間	予測した事項	代表的な1日の内、工事用車両の走行時間及びその前後1時間を含む時間帯とする。
	予測条件の状況	【工事用車両、一般車両の状況】 「予測した事項」と同時期とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	工事用車両走行ルート上の3地点(図5.1-1(p.31参照)に示す地点No.1～3)とする。
	予測条件の状況	【工事用車両の状況】 工事用車両の出入口及び工事用車両走行ルート上の3地点(図5.1-1に示す地点No.1～3)とする。 【一般車両の状況】 工事用車両走行ルート上の3地点(図5.1-1に示す地点No.1～3)とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)
	予測条件の状況	ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.20 公共交通へのアクセシビリティ

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.20-1 に示すとおりである。

表 5.20-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・関連車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度
予測条件の状況	・関連車両の走行の状況 ・アクセス経路における歩車道線分離の状況
ミティゲーションの実施状況	・都として、公共交通機関からの計画地までの歩行者動線を適切に確保する。 ・計画建築物の建設に伴い、周辺道路の歩道を整備し、現中潮橋北側付近の交差点に歩行者用信号、横断歩道を設置することを、都として調整する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.20-2 に示すとおりである。

表 5.20-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

	調査事項	関連車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度
	調査時点	施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	施設完成後の適宜とする。
	予測条件の状況	施設完成後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	施設完成後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とする。

5. 21 交通安全

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5. 21-1 に示すとおりである。

表 5. 21-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・アクセス経路における歩車道線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度
予測条件の状況	・アクセス経路における歩車道線分離の状況
ミティゲーションの実施状況	・イベント時には、施設の車両出入口に、必要に応じて交通整備員の配置や看板の設置等を検討し、施設来訪者等一般歩行者の交通安全に配慮する。 ・計画建築物の建設に伴い、周辺道路の歩道を整備し、現中潮橋北側付近の交差点に歩行者用信号、横断歩道を設置することを、都として調整する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5. 21-2 に示すとおりである。

表 5. 21-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		アクセス経路における歩車道線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	施設完成後の適宜とする。
	予測条件の状況	施設完成後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	施設完成後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.22 その他の項目に係るミティゲーションの実施状況

その他の項目に対してのミティゲーションについて以下に記載する。

(1) 史跡・文化財

計画地は中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地内に位置しており、計画地内に史跡・文化財は存在しない。また、計画地は、昭和 50 年頃から埋立を行っている埋立地に位置しており、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

なお、工事の実施に伴い新たに史跡・文化財が確認された場合には、フォローアップ報告書において明らかにする。

5.23 フォローアップ報告書の提出時期

フォローアップ報告書の提出時期及び内容は、表 5.23-1(1)、(2)に示すとおりである。

表 5.23-1(1) フォローアップの工程及びフォローアップ報告書の提出時期（東京 2020 大会の開催前）

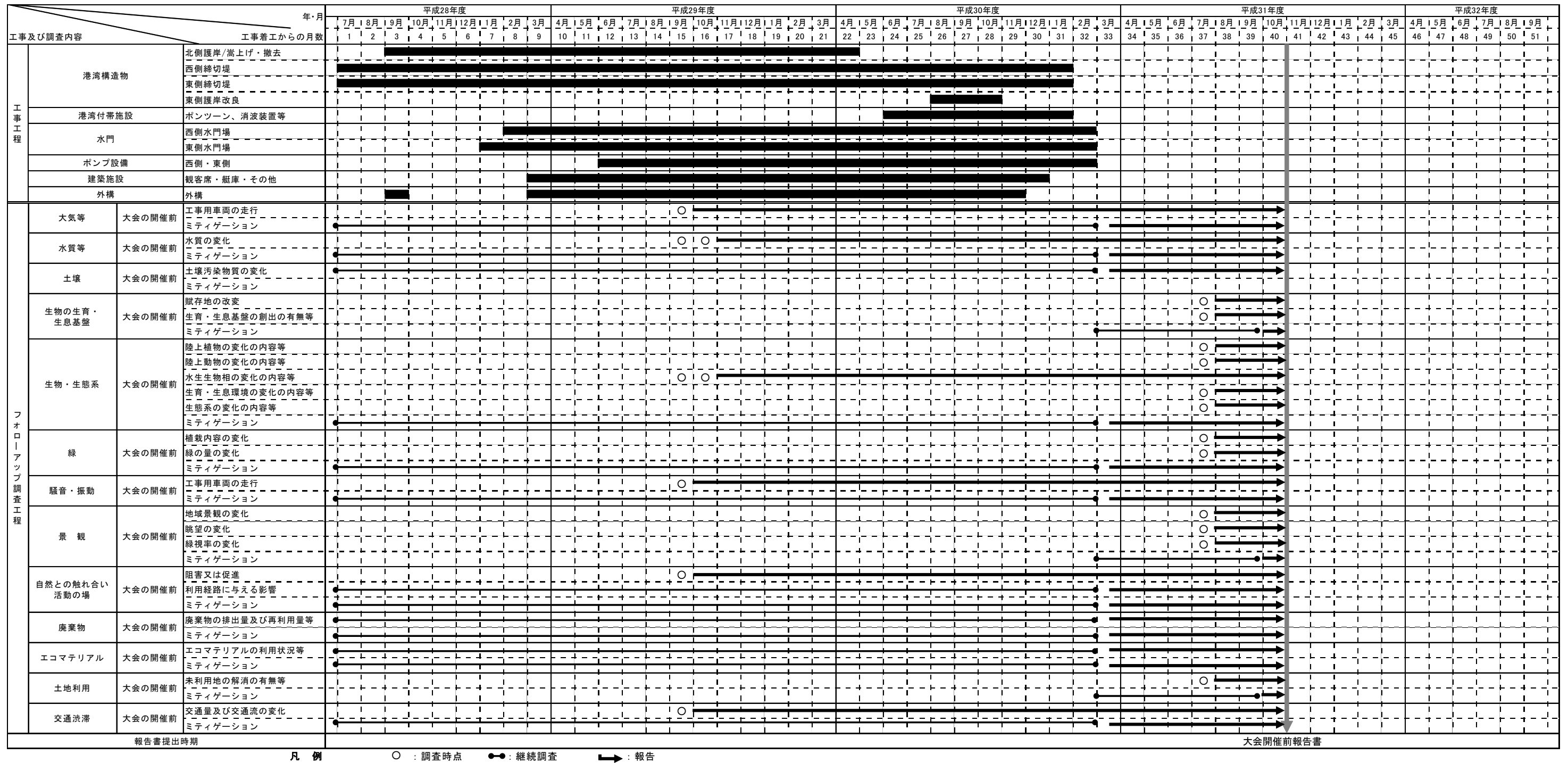
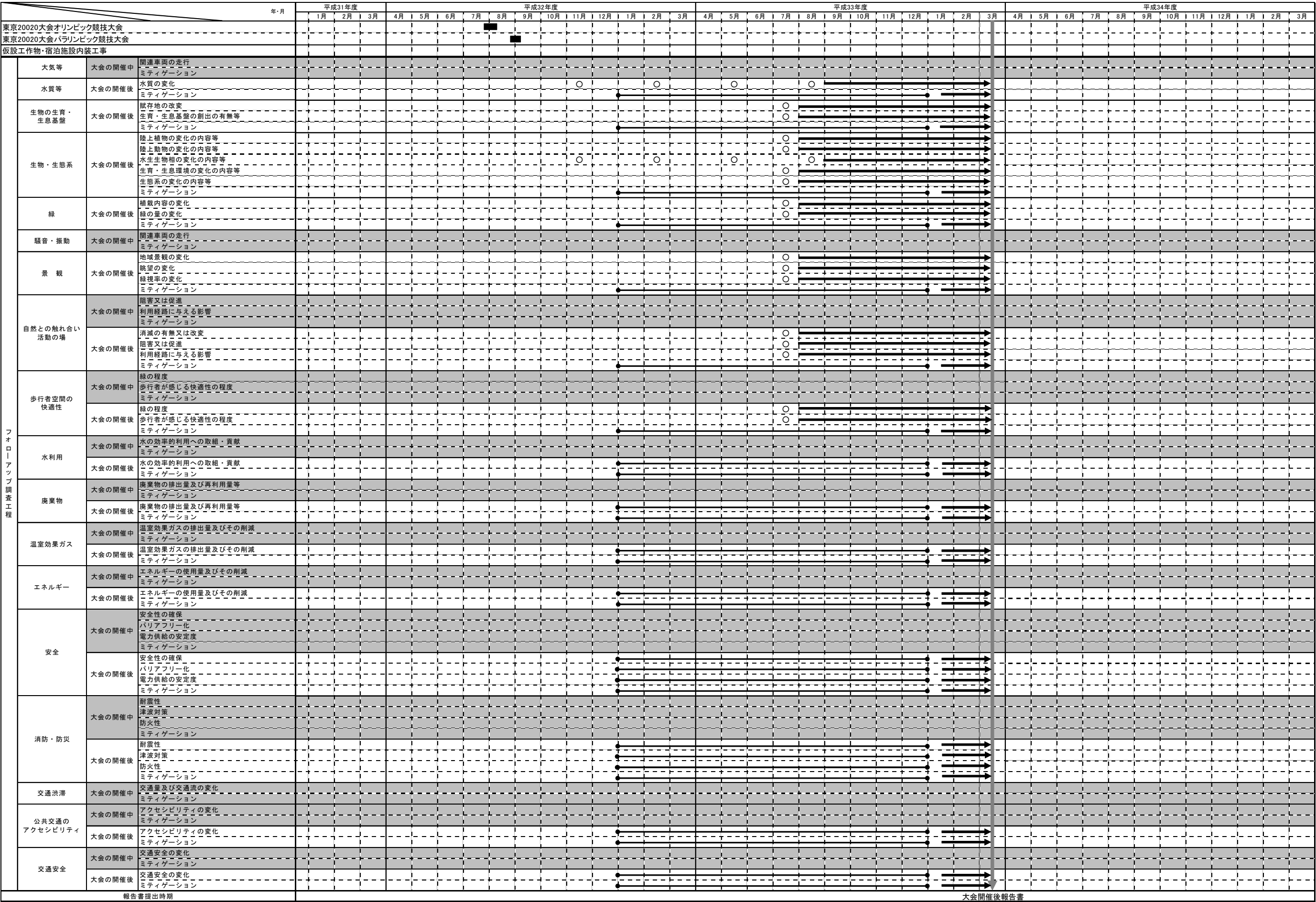


表 5. 23-1 (2) フォローアップの工程及びフォローアップ報告書の提出時期（東京 2020 大会の開催中及び開催後）



6. その他

6.1 実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過

海の森水上競技場の実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過は、表 6.1-1 に示すとおりである。

表 6.1-1 海の森水上競技場の実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過

環境影響評価調査計画書が公表された日	平成 26 年 3 月 28 日
意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日
都民等の意見	82 件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	平成 26 年 5 月 29 日
環境影響評価書案が公表された日	平成 28 年 2 月 15 日
意見を募集した日	平成 28 年 2 月 15 日～平成 28 年 3 月 30 日
都民等の意見	4 件
評価書案審査意見書が送付された日	平成 28 年 6 月 28 日
環境影響評価書が公表された日	平成 28 年 7 月 28 日
フォローアップ計画書が公表された日	平成 28 年 7 月 29 日

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

6.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所

〔作成者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事代理 副知事 安藤 立美

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

〔受託者〕

名 称：日本工営株式会社

代表者：代表取締役社長 有元 龍一

所在地：東京都千代田区九段北一丁目 14 番 6 号

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（28都市基交第100号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

平成 28 年 7 月発行

登録番号 (27) 38

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

フォローアップ計画書

海の森水上競技場

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局
大会施設部調整課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

